



# 第五次南牧村 総合計画

2021 ▶ 2030

みんなで創る

一人ひとりが住みやすい

南牧村

# 南牧村村民憲章

(昭和60年8月14日制定)

きれいな山と川、澄みきった大気に包まれた  
ふるさと南牧村をより美しく、より豊かにする  
ため、ここに村民憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは、美しい自然を大切にして、健康で  
明るい村をつくります。
- 2 わたくしたちは、知識をひろめ、あすをひらく文化の  
かおり高い村をつくります。
- 3 わたくしたちは、人を敬い、あたたかい心のふれあう  
村をつくります。
- 4 わたくしたちは、仕事によるこびと誇りをもち、  
豊かな村をつくります。
- 5 わたくしたちは、きまりを守り、みんながすみよい  
ふるさと村をつくります。

## 総合計画の策定にあたって



前計画の終了に伴い令和3年度を初年度とし、今後10年間の村政の基本的な方針を示す「第5次南牧村総合計画」を策定いたしました。

この計画は、これまでの基本的な政策を引き継ぎながら、新たな人口、経済、社会予測に基づき、本村の住民生活の基盤を成すとともに現在、将来の課題に対処していくため「みんなで創る 一人ひとりが住みやすい 南牧村」を村づくりの目標といたしました。

人口についてはまだまだ減少することを予定しなければなりません。本計画では初めて高齢化率の低下を見込みました。一人ひとりの意見が聞ける、みんなが参加できる「小さいからこそできる」この特性を生かした住みやすい村づくりに全力で取り組んでまいりますので、計画実現のため村民皆様の積極的な参加、協力をお願いいたします。

計画策定に当たり村民の皆様、審議会委員の皆様にはアンケートのご協力、多くのご意見、ご提言を賜りましたことに心より感謝申し上げます。

令和3年3月

南牧村長 長谷川最定

# 目 次

<b>第 1 編</b>	<b>序 論</b>	1
第 1 章	計画の策定にあたって	2
第 1 節	計画の目的	2
第 2 節	計画の構成と期間	3
第 3 節	計画の位置づけ	3
第 4 節	計画の進捗管理	4
第 2 章	南牧村の概要	5
第 1 節	村の沿革と地勢	5
第 2 節	人口の動向	6
第 3 節	財政	10
第 4 節	住民から見た南牧村（アンケート調査の結果）	11
<b>第 2 編</b>	<b>基本構想</b>	22
第 1 章	基本方針	23
第 1 節	村の将来像	23
第 2 節	基本施策の目標	24
第 2 章	基本構想の推進に向けて	25
第 1 節	住民協働の推進	25
第 2 節	行財政改革の推進	25
第 3 章	施策の大綱	26
第 1 節	一人ひとりが元気で幸せに暮らせる村づくり	26
第 2 節	みんなが住みたくなる快適環境な村づくり	28
第 3 節	人と仕事がつながる産業振興の村づくり	31
第 4 節	豊かな人を育む村づくり	33
第 5 節	人と自然が響き合う村づくり	35
第 6 節	総合計画の実現に向けて	36
<b>第 3 編</b>	<b>基本計画</b>	38
第 1 章	一人ひとりが元気で幸せに暮らせる村づくり	39
第 1 節	保健・医療	39
第 2 節	子育て支援	41
第 3 節	高齢者支援	43
第 4 節	地域福祉	44
第 5 節	障害者（児）福祉	45
第 6 節	社会保障	46
第 7 節	人権	48

第2章	みんなが住みたくなる快適環境な村づくり	49
第1節	土地利用	49
第2節	水利用	49
第3節	道路	51
第4節	交通	51
第5節	交通安全	52
第6節	防犯	53
第7節	消防・防災	54
第8節	公園・緑地	55
第9節	情報通信	56
第3章	人と仕事がつながる産業振興の村づくり	58
第1節	農業	58
第2節	林業	59
第3節	商工業	60
第4節	観光・交流	62
第4章	心豊かな人を育む村づくり	64
第1節	学校教育	64
第2節	社会教育	65
第3節	社会体育	66
第4節	芸術・文化	67
第5章	人と自然が響き合う村づくり	69
第1節	自然環境の保全	69
第2節	循環型社会の形成	70
第3節	環境美化の推進	71
第4節	住環境整備	72
第6章	総合計画の実現に向けて	74
第1節	住民・関係者総参加による協働の村づくり	74
第2節	効率的で信頼される行政組織	75
第3節	健全な財政運営の確立	76
付録	参考資料	79



# 第 1 編 序 論

# 第 1 章

# 計画の策定にあたって

## 第 1 節 計画の目的

本村では、第四次南牧村総合計画を平成 22 年（2010 年）3 月に作成し“自然をいかし 活気あふれる村づくり”を基本目標として、村づくりの各種施策に取り組んできました。

また、平成 28 年（2016 年）3 月には「南牧村総合戦略」を策定し、小さな拠点整備の推進による地域生活環境の向上と地域経済の活性化の実現に向け、重点的に取り組んできたところです。特に高齢化社会対策においては、平成 27 年度には軽費老人ホームを、平成 29 年度には小規模特別養護老人ホームを建設し、高齢者が安心して暮らせる環境整備を行うとともに新たな働き場を創設し、一定の成果を得ることができました。

しかしながら、少子高齢化・人口減少社会などの人口構造の変化に加え、地域経済活動の低迷に伴う税収の減少、気候変動に伴う大規模災害等、本村を取り巻く状況は厳しい局面が続いています。

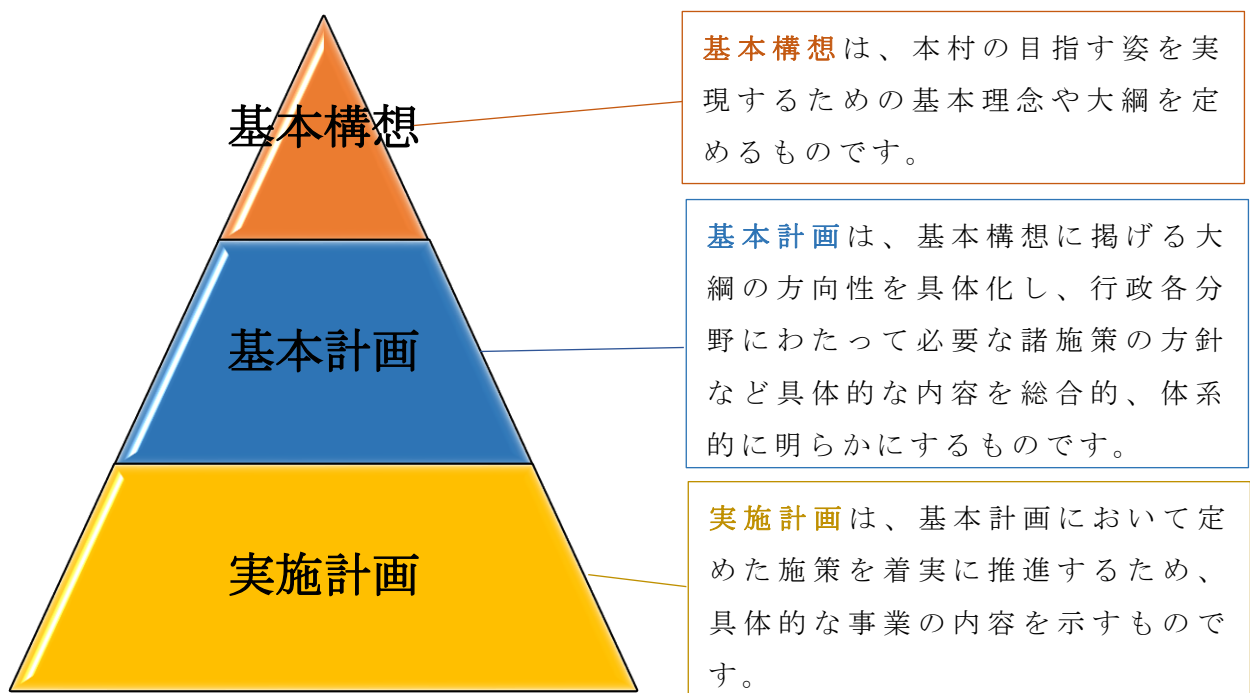
このような状況下にあっても、多角的な視点と柔軟な発想による施策を展開し、住民総参加による活力のある村づくりを推進するとともに本村が描く将来像を実現するため、第五次総合計画を策定するものです。



## 第2節 計画の構成と期間

本計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

計画期間は令和3年度を初年度とする令和12年度までの10年間としますが、変化する社会状況に対応するため、適宜見直しを行い効率的、重点的に事業の推進を図ります。



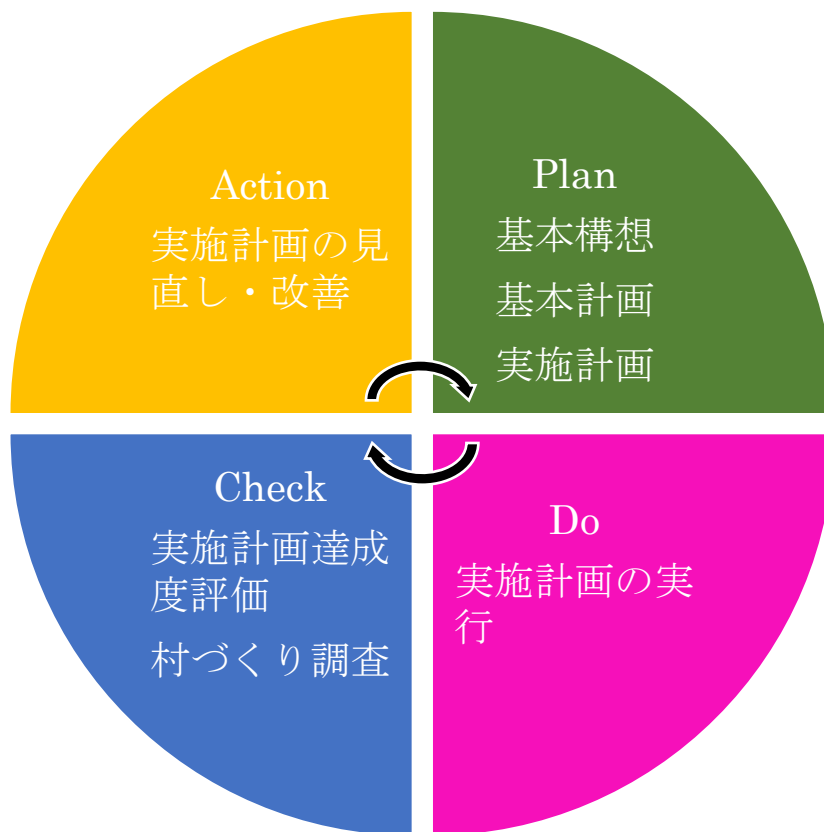
## 第3節 計画の位置付け

本計画は、村政の長期的・総合的な行政運営の指針、実施計画策定にかかわる指針であり、県総合計画、広域圏計画等の関係する計画と整合しながら実施されるもので、村の第2期総合戦略、過疎地域活性化計画等の各種計画や施策・事業の基本となります。

## 第4節 計画の進捗管理

総合計画の推進にあたっては、今後目指す村の姿がどれくらい実現されているのかを正確に把握するため、施策の達成度を評価、検証し、必要に応じて、見直し改善する必要があります。

進捗管理にあたっては、PDCA サイクル（Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（点検・評価）⇒Action（見直し・改善））による継続的な評価・検証のしくみを活用します。



## 第2章

## 南牧村の概要

### 第1節 村の沿革と地勢

本村は、群馬県の南西部にあって、東と北は下仁田町、西は長野県佐久市と佐久穂町、南は多野郡上野村に接しています。

昭和30年（1955年）3月、尾沢村、月形村、磐戸村の3ヵ村が合併し、現在の南牧村が誕生しました。

村の総面積は118.83㎢、その大部分を山林が占めています。

地形は、1,000m内外の山々に囲まれ急峻で平地が少なく東に開けています。

気候は内陸性気候で山間地としては比較的温暖で年間平均気温は10℃内外、雨量も1,300mm程度で雪も少なく、山間のため上州名物のからっ風はなく住みやすい環境にあり、村のほぼ中央を西から東に流れる南牧川とその支流に沿って集落が点在しています。

山々は、険阻な峰や絶壁等が多く、北と西は妙義荒船佐久高原国定公園内にあり山紫水明の自然豊かな美しい村です。



## 第 2 節 人口の動向

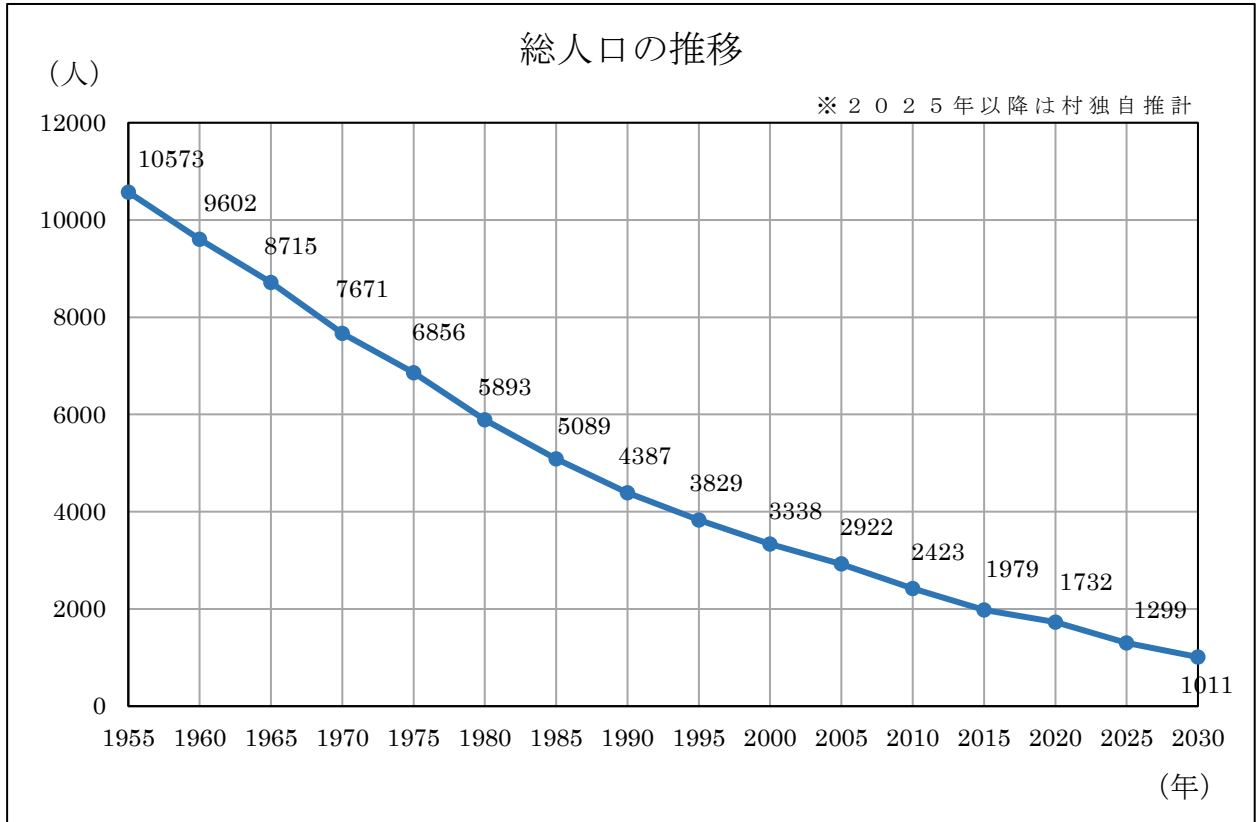
本村の人口と世帯数は、南牧村が誕生した昭和 30 年（1955 年）国勢調査の 10,573 人、1,911 世帯をピークに年々減少してきました。

令和 2 年 4 月 1 日の住民基本台帳では、人口 1,768 人、981 世帯となっており 65 年間で 8,805 人、930 世帯が減少しており、今後も減少が続くものと見込まれます。

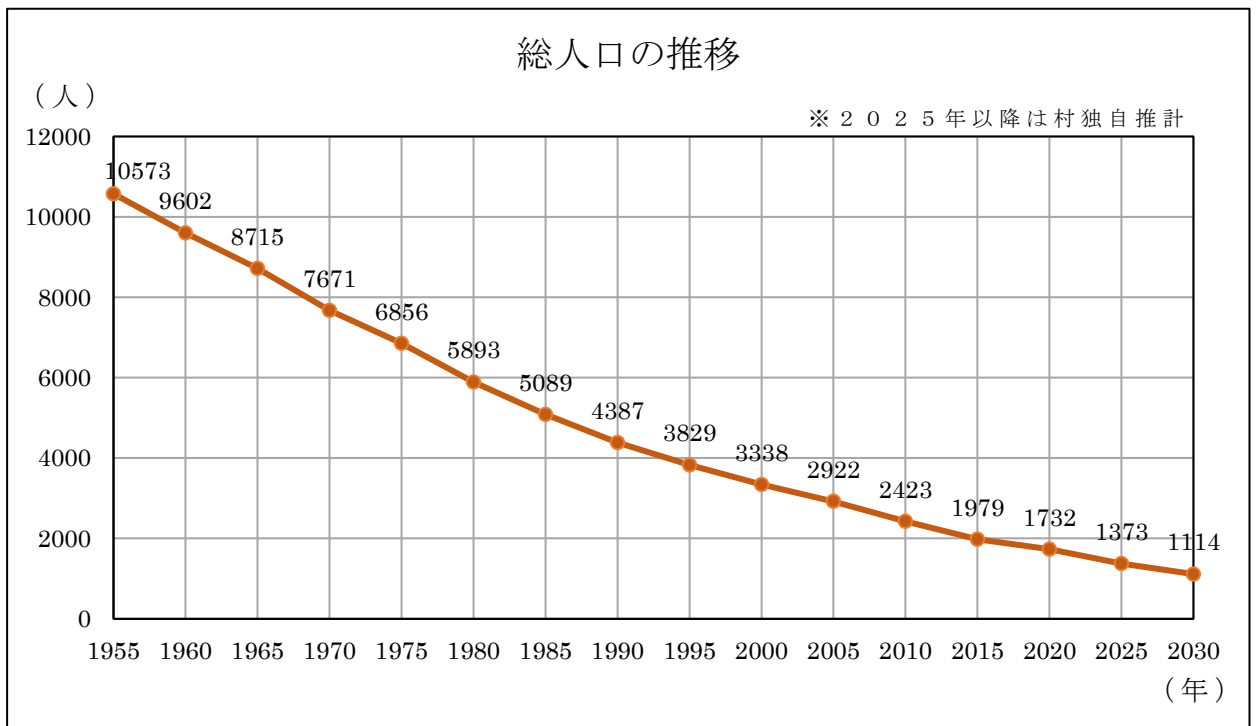
平成 27 年（2015 年）発表の国立社会保障人口問題研究所の推計によれば、今後も人口減少は続き、令和 12 年（2030 年）には、人口が 996 人となり、昭和 30 年（1955 年）に比して約 91% 減になるものと推計されています。

これに対して村の独自推計では、令和 12 年（2030 年）には、人口が 1,011 人となり、国立社会保障人口問題研究所の推計と同程度の減少率となりますが、住民目線に立った暮らしやすい生活基盤整備の推進と空き家等を活用した移住施策等を充実させることにより、子育て世帯（4 人家族）が毎年 2 世帯、本村に転入すると仮定した場合には、令和 12 年（2030 年）には、人口 1,114 人となり、村の独自推計よりも 103 人の増加となります。これにより、人口減少の速度が緩やかになり、子育て世帯の転入があることで健全な年齢構成を保つことができるため、高齢化率の低下につながります。

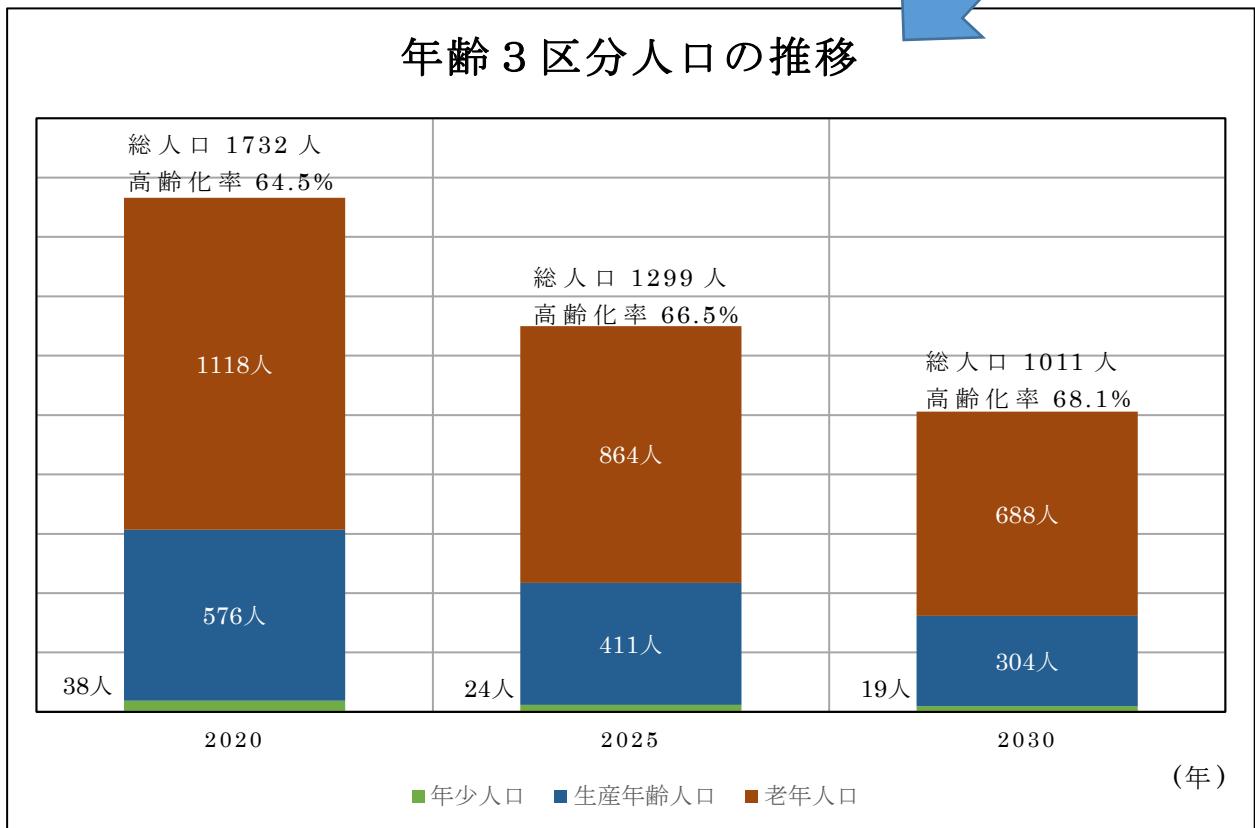
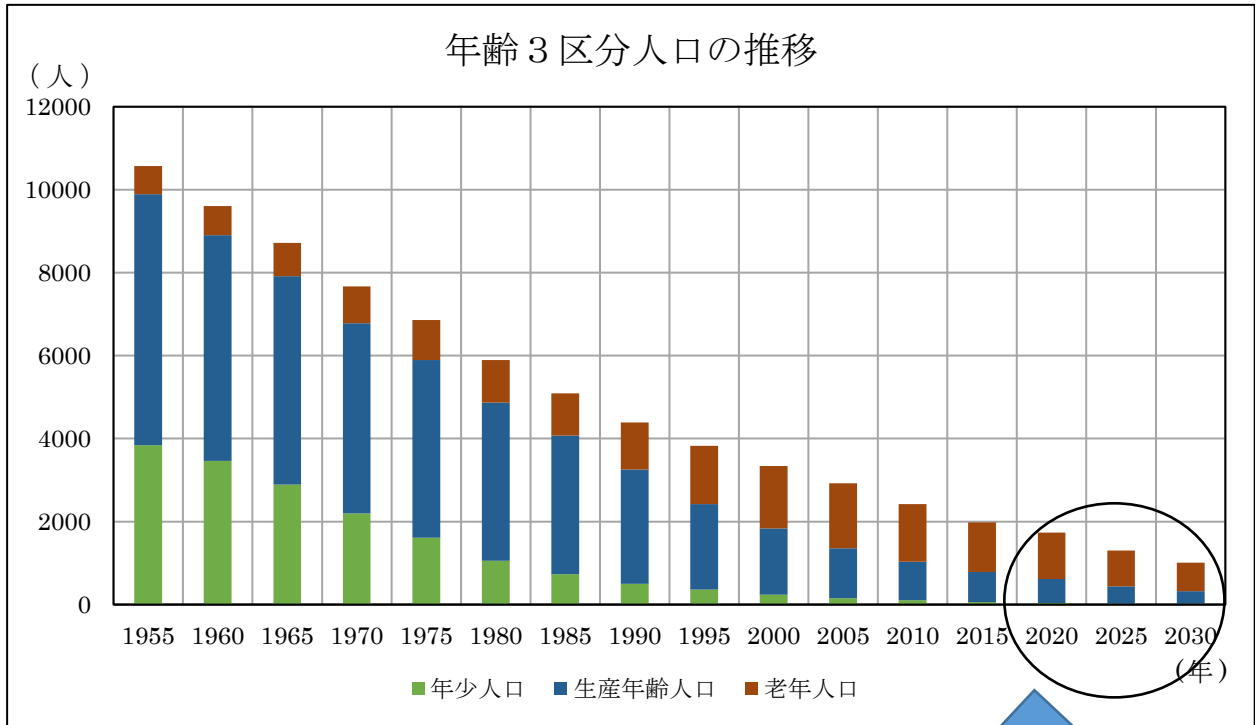
子育て世帯の転入がない場合



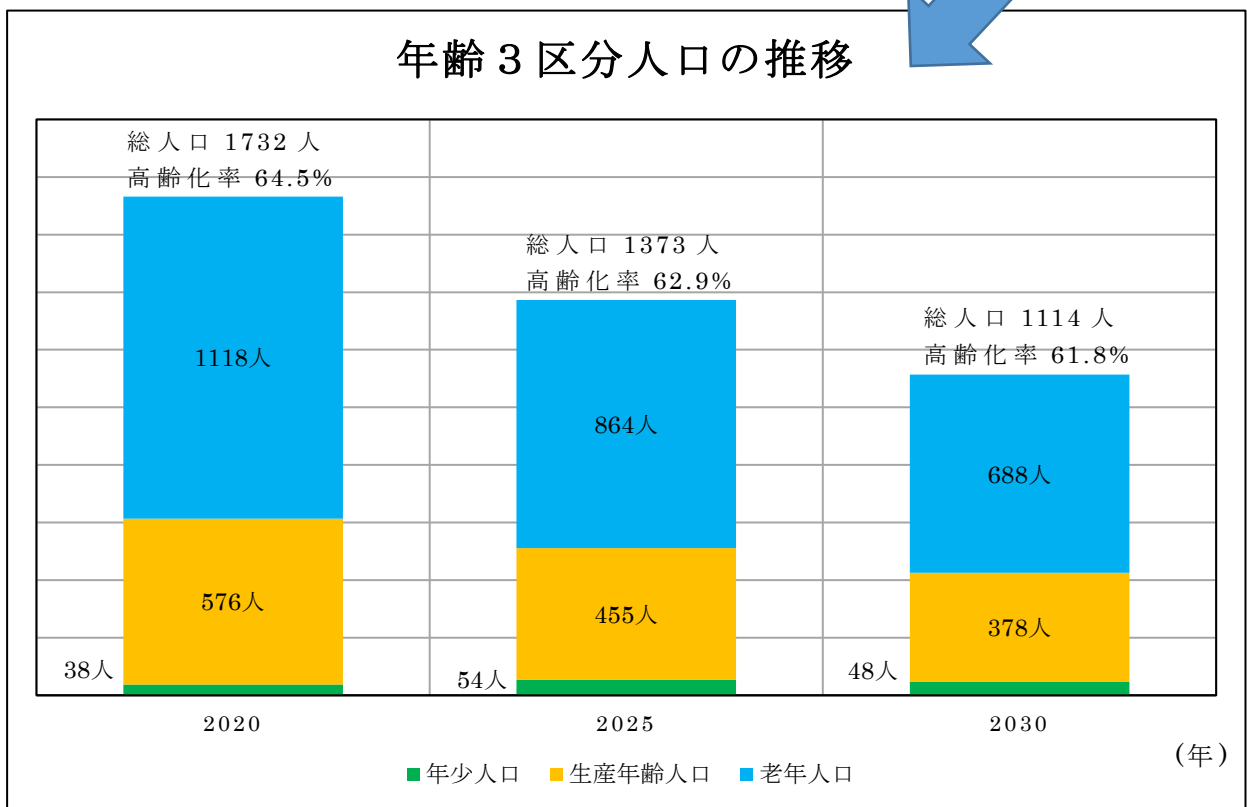
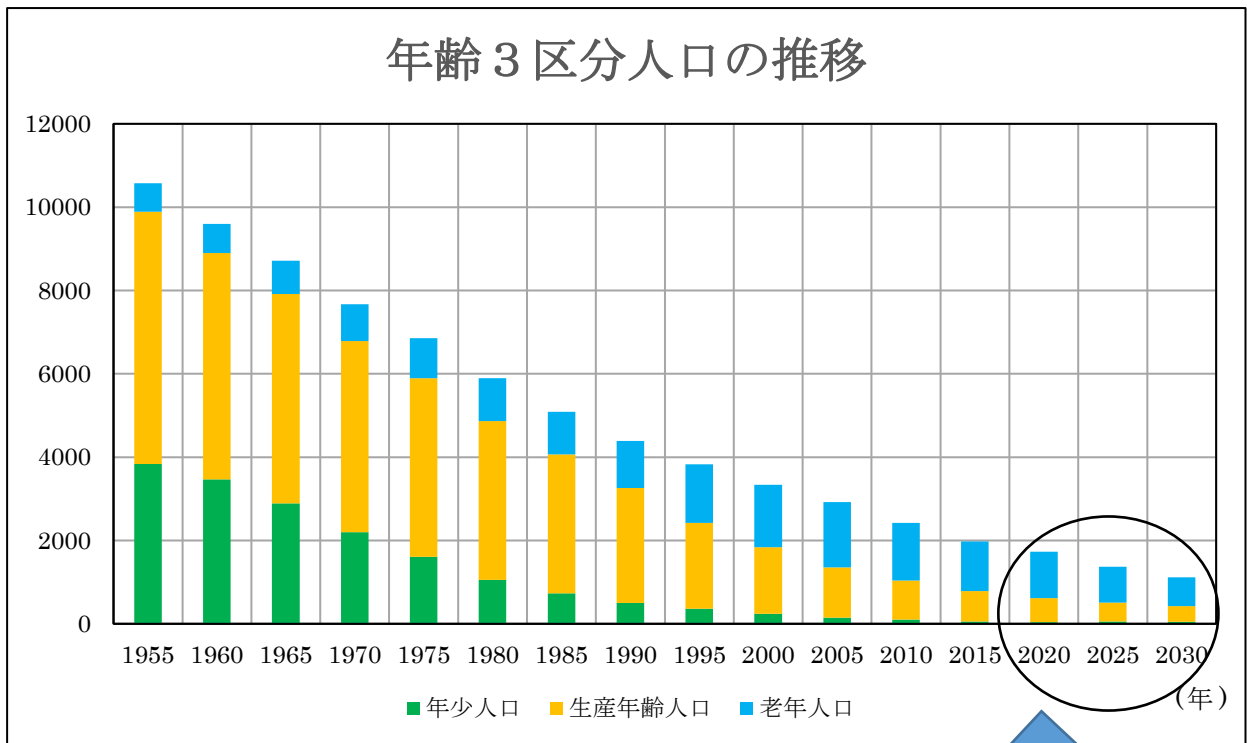
移住施策等の充実により、子育て世帯（4人家族）が毎年2世帯、本村に転入した場合



子育て世帯の転入がない場合



移住施策等の充実により、子育て世帯（4人家族）が毎年2世帯、本村に転入した場合



### 第3節 財政

国の財政状況も厳しくなる中、本村の財政状況も引き続き厳しい状況となっています。

住民が真に必要とするサービスを提供していくために、効率的な行政運営による安定した財政基盤を確立するとともに財源の計画的・重点的・効果的配分などに十分配慮し、中長期を展望した予算管理や基金・村債等の適正な管理による健全な財政運営に努めていく必要があります。

(単位：千円)

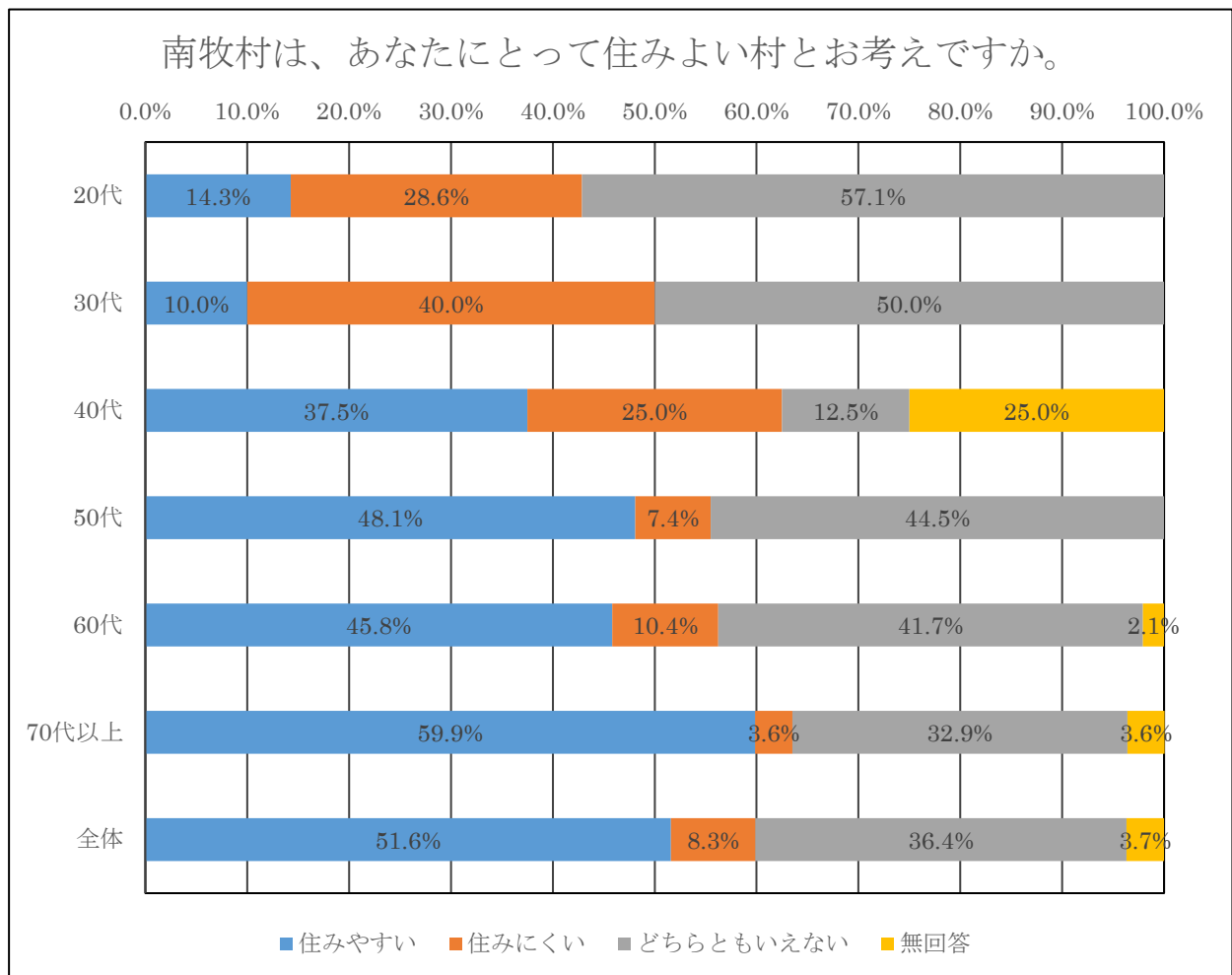
区 分	平成 21 年度	平成 26 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	2,427,746	2,092,645	2,180,774
自 主 財 源	386,579	348,635	404,684
国 庫 支 出 金	398,524	115,626	71,845
県 支 出 金	168,592	161,353	137,712
地 方 債	150,606	123,244	193,986
地 方 交 付 税	1,259,467	1,290,721	1,299,752
そ の 他	63,978	53,066	72,795
歳 出 総 額 B	2,251,802	2,006,725	1,947,919
義 務 的 経 費	953,256	916,212	713,180
投 資 的 経 費	439,069	323,733	318,849
うち普通建設事業費	338,994	316,711	234,187
そ の 他	859,477	766,780	915,890
歳入歳出差引額 C (A - B)	175,944	85,920	232,855
翌年度へ繰り越すべき財源 D	43,073	26,237	42,098
実 質 収 支 C - D	132,871	59,683	190,757
財 政 力 指 数	0.185	0.144	0.145
公 債 費 比 率	9.4	5.0	1.6
経 常 収 支 比 率	93.0	93.0	87.4
地 方 債 現 在 高	2,353,393	1,837,906	1,944,524



## 第4節 住民から見た南牧村（アンケート調査の結果）

第五次南牧村総合計画を策定するにあたり、村内に住所を有する400人（無作為抽出）を対象にアンケート調査を実施し、242人（回答率60.5% 20代7人、30代10人、40代8人、50代27人、60代48人、70代以上137人、年齢記載なし5人）から回答がありました。

アンケート調査の結果は以下のとおりです。



50代以上では、半数近くの人が南牧村を「住みやすい」と感じていますが、「どちらともいえない」という意見も多いことが分かります。また、若い世代では「住みにくい」と感じている人が非常に多く、「どちらともいえない」と合わせると約9割を占める状況となっています。

住みやすい理由	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	全体
①気候・風土などの自然環境	25.0%	17.4%	26.3%	24.6%	25.2%	25.3%	25.0%
②川遊びなどの身近な自然とのふれあい	18.7%	30.4%	21.0%	21.5%	19.3%	9.3%	13.8%
③買い物をする場所など日常生活の便	6.2%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	4.5%	3.3%
④道路や交通の便	6.2%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	6.4%	4.1%
⑤子育てや教育の環境	6.3%	13.1%	15.8%	12.3%	5.0%	1.7%	4.6%
⑥生涯学習や軽スポーツなどを楽しむ環境	6.3%	0.0%	5.3%	0.0%	2.5%	4.8%	3.8%
⑦病院や介護施設などの医療や福祉の環境	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	1.7%	12.1%	7.7%
⑧犯罪や事故・災害などの治安	12.5%	17.4%	10.5%	24.6%	24.4%	16.0%	18.3%
⑨就職環境（働き場所）	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.3%	0.7%
⑩近所づきあいなど地域内での交流	6.3%	13.0%	15.8%	13.8%	17.6%	19.6%	18.0%
⑪その他（自由記述）	0.0%	8.7%	5.3%	0.0%	0.9%	0.0%	0.7%

#### 「その他」の主な意見

- ・庭を広く使えて家庭菜園など自由度が高い
- ・自然の中で趣味を楽しむことができる
- ・なんもくふれあいテレビによる各種行事等の放送がある

各世代で、豊かな自然環境や事故・犯罪が少ない治安の良さ、また、地域や人とのつながりがあることを「住みやすい」と感じている人が多い結果となっており、南牧村の「強み」であると考えられます。

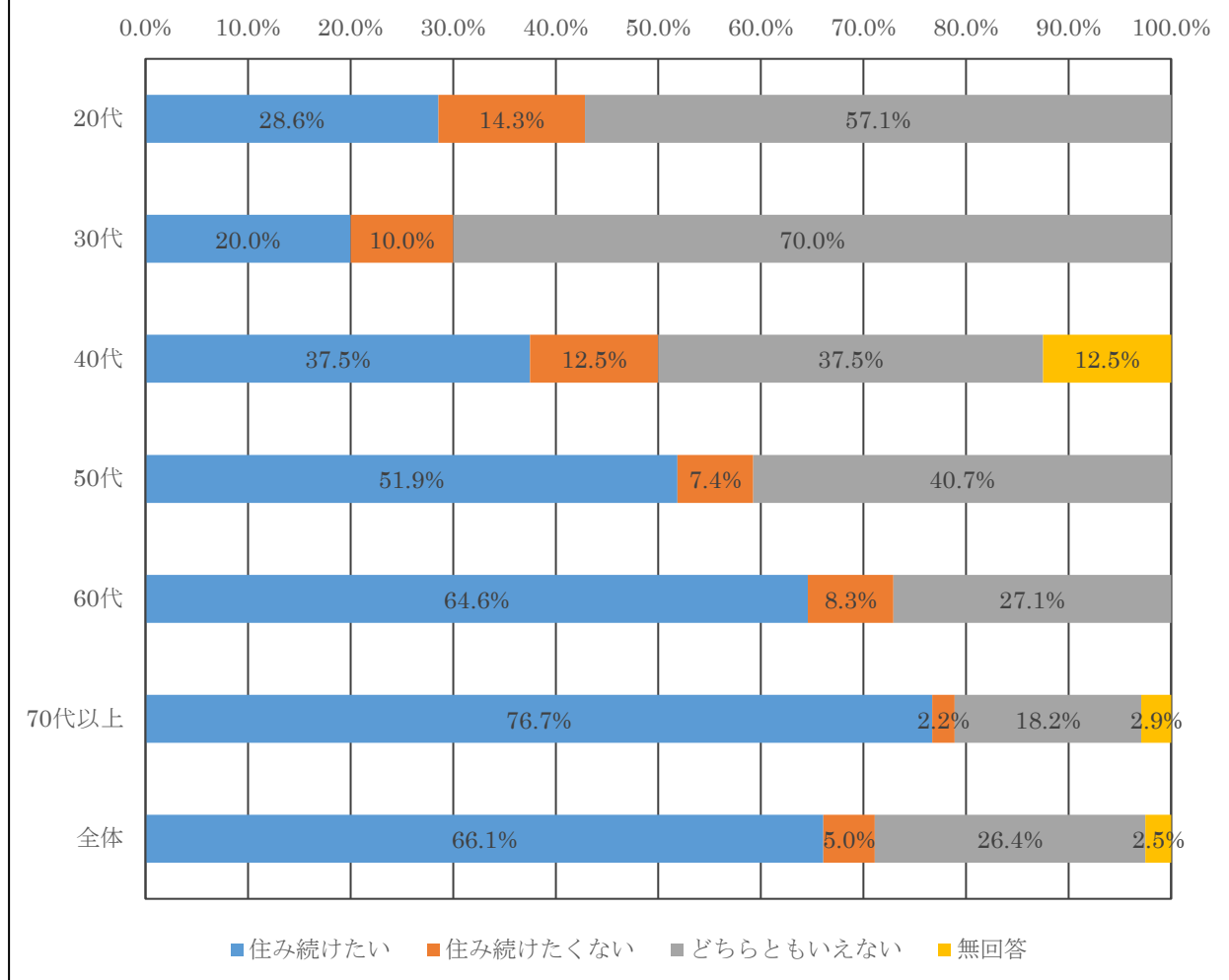
住みにくい理由	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
①気候・風土などの自然環境	8.3%	3.3%	4.1%	0.0%	2.6%	1.2%
②川遊びなどの身近な自然とのふれあい	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	1.6%
③買い物をする場所など日常生活の便	16.7%	33.3%	29.2%	25.7%	28.4%	31.2%
④道路や交通の便	16.7%	13.4%	20.8%	24.3%	12.1%	13.6%
⑤子育てや教育の環境	16.7%	3.3%	0.0%	4.3%	6.9%	5.2%
⑥生涯学習や軽スポーツなどを楽しむ環境	16.6%	3.3%	0.0%	2.9%	3.4%	4.0%
⑦病院や介護施設などの医療や福祉の環境	0.0%	23.4%	25.0%	11.4%	12.1%	14.8%
⑧犯罪や事故・災害などの治安	0.0%	3.3%	4.2%	4.3%	3.4%	3.6%
⑨就職環境（働き場所）	25.0%	16.7%	16.7%	22.9%	26.7%	21.6%
⑩近所づきあいなど地域内での交流	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.9%	2.4%
⑪その他（自由記述）	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.9%	0.8%

#### 「その他」の主な意見

- ・ 過疎化が進んで空き家が多くなったため近所が遠くなった
- ・ 災害等復旧工事の遅れや対策等に不満がある
- ・ 大通りまでの交通の便が悪い

日用品の買い物や医療環境、交通環境が不便のため「住みにくい」という意見が多くみられます。また、生活の支えとなる職業の選択肢が少ない状況にあり、様々な業種をカバーする雇用の受け皿が不足しているため「住みにくい」と感じている人が多い結果となり、南牧村の「弱み」であると考えられます

あなたは、南牧村に住み続けたいと思っていますか。



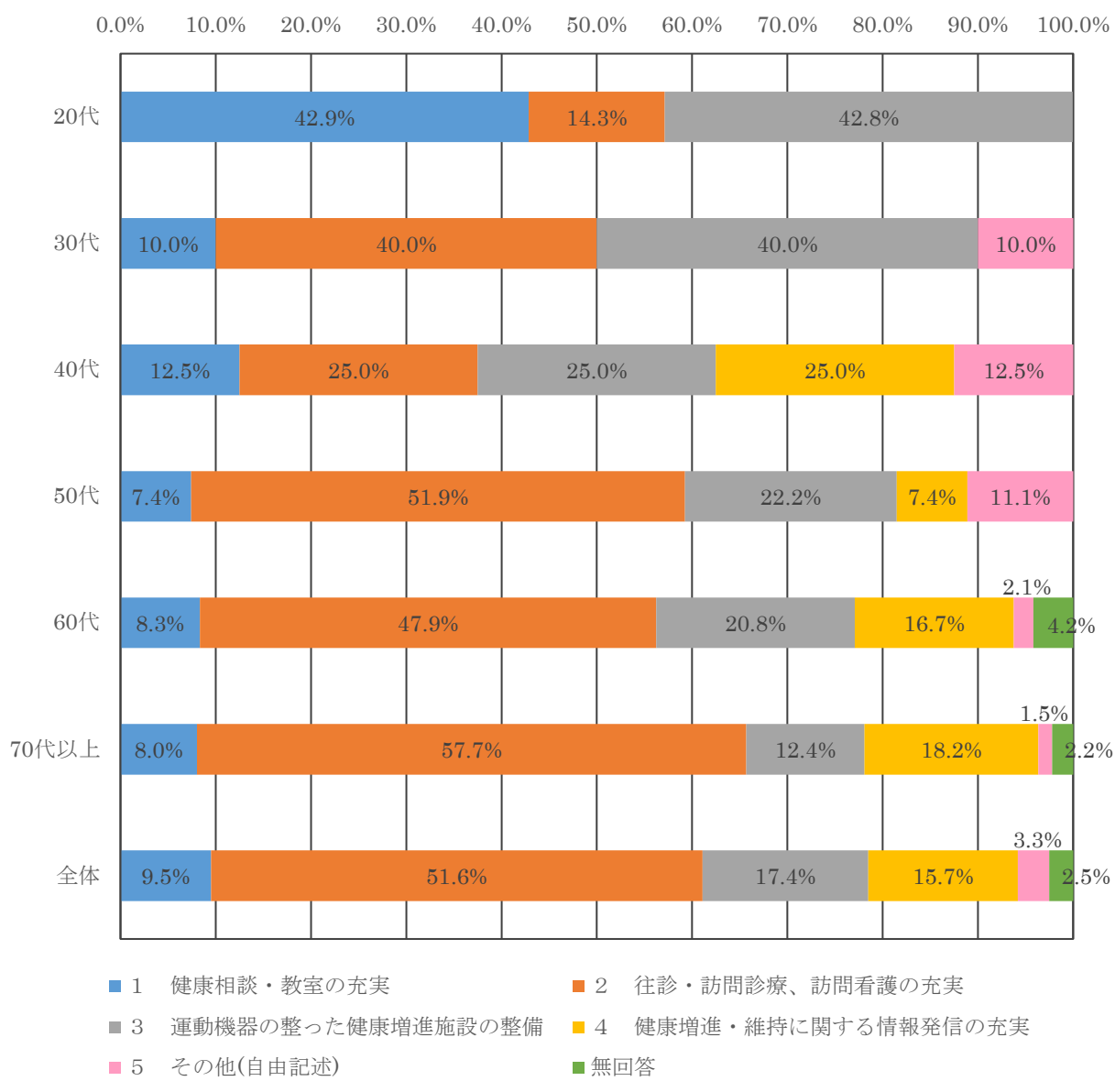
「住み続けたくない」の主な意見

- ・ 老後に不安があり、子どもとの同居又はそばに住みたい
- ・ 車を運転できなくなった時の買い物や通院への不安
- ・ 台風災害が不安である
- ・ 人口の減少により地区の役職が毎年回ってくる
- ・ 冬になると日照時間が極端に短い
- ・ 野生動物の出没が多くなっており不安がある

中高年齢層では南牧村に「住み続けたい」と考えている人が多い一方で、各世代で「どちらともいえない」と考えている人が多く、特に若い世代では非常に高い割合を示す結果となりました。

また、住み続けたくない理由として、「老後の生活に不安を感じているため」という意見が特に多い結果となりました。

あなたが健康に不安なく生活していくためにはどのようなことが必要ですか。



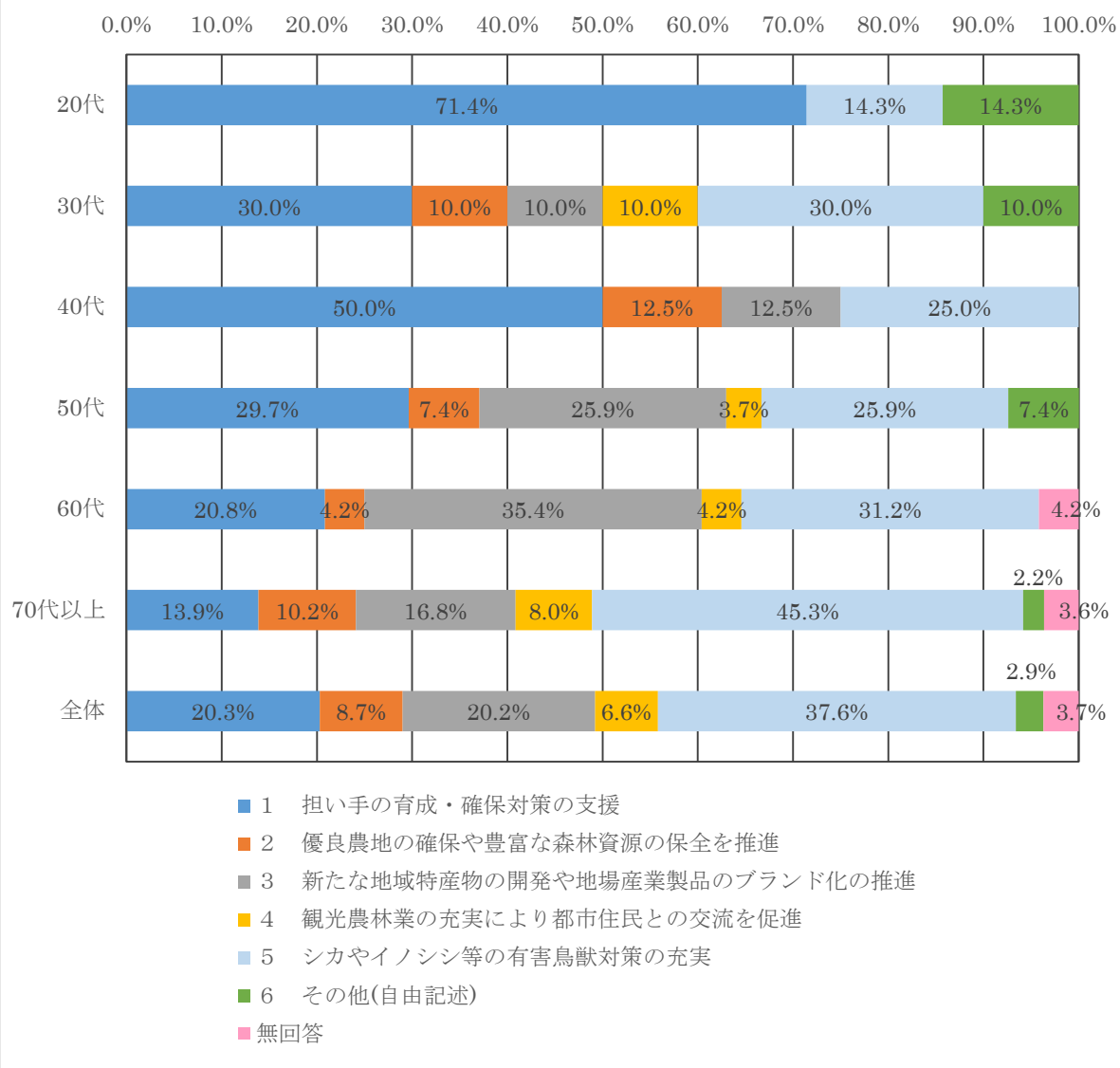
### 「その他」の主な意見

- ・ 地域医療の充実
- ・ 集団検診以外の個人検診の拡充

多くの世代で、「往診・訪問診療、訪問看護の充実」が最も多く、次いで「運動機器の整った健康増進施設の整備」と「健康増進・維持に関する情報発信の充実」が高い割合を示す結果となりました。

また、その他の意見として、「地域医療の充実」を求める意見が大多数を占める結果となりました。

南牧村の農林業振興について、どのような施策が必要だと思いますか。

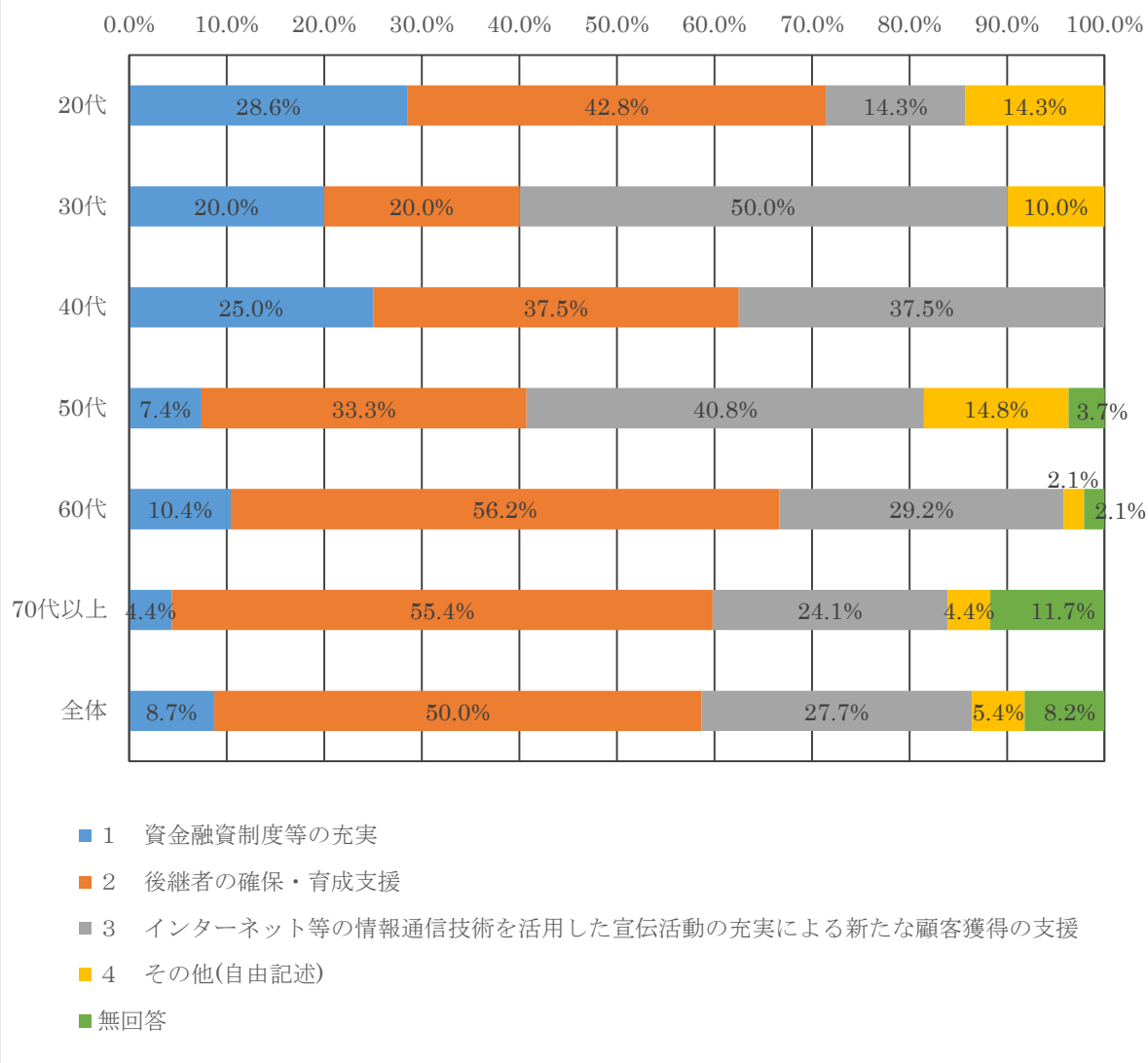


「その他」の主な意見

- ・ 林道作業道の整備・充実
- ・ 観光利用も視野に入れた農地、森林の活用
- ・ 放射線物質の検査体制整備

全体では、「シカやイノシシ等の有害鳥獣対策の充実」が最も多く、次いで「担い手の育成・確保対策の支援」、「新たな地域特産物の開発や地場産業製品のブランド化の推進」が多くなりましたが、若年層と高齢層では「担い手の育成・確保対策の支援」と「シカやイノシシ等の有害鳥獣対策の充実」の割合が正反対となる結果となりました。

南牧村の商工業振興について、どのような施策が必要だと思いますか。

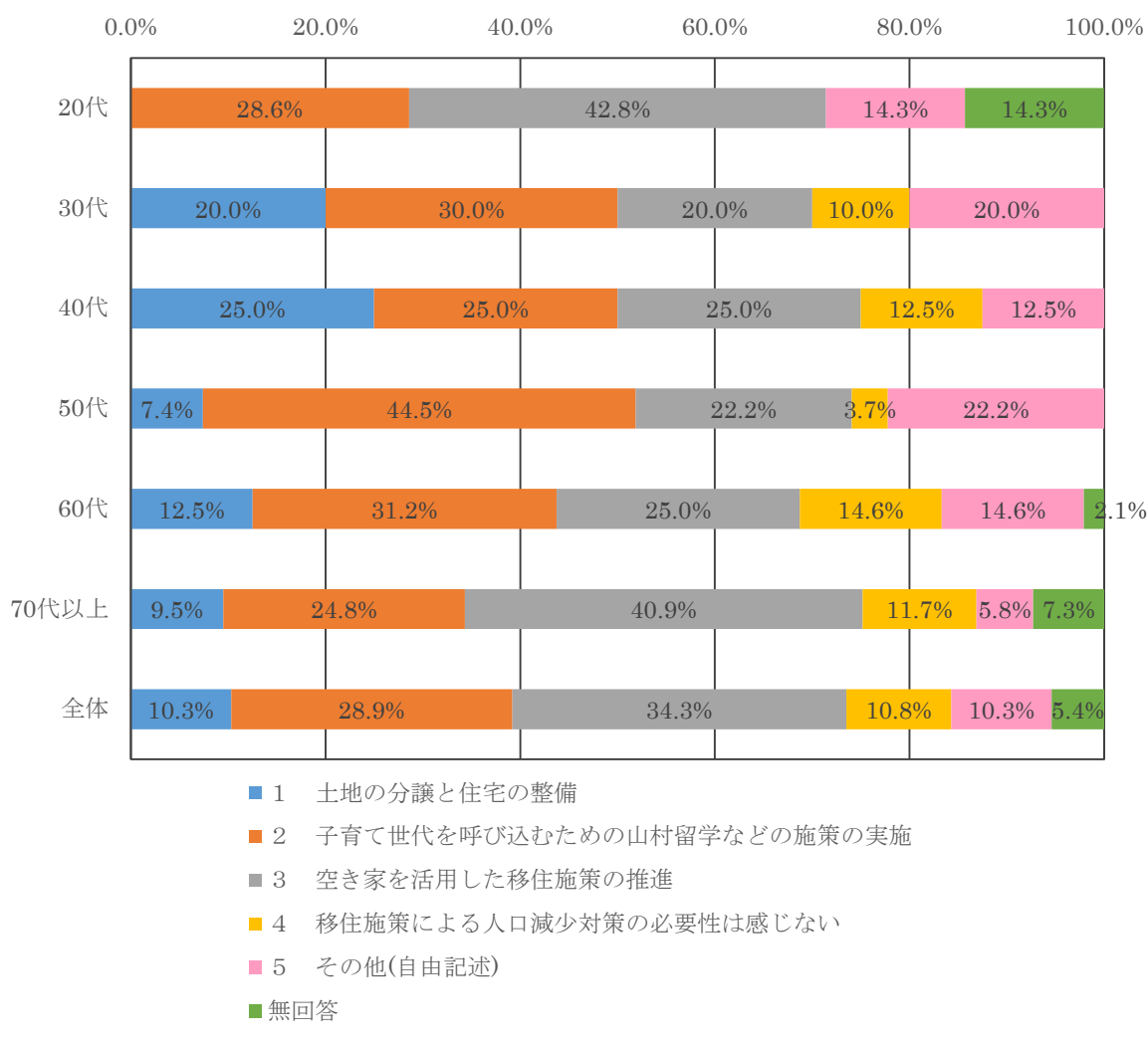


### 「その他」の主な意見

- ・ 地域内循環型の自然エネルギー産業
- ・ サテライトオフィスの誘致のためのインフラ整備
- ・ ターゲットとなる顧客層を定めた事業
- ・ 将来に目標を持つことができ、生活に十分な報酬を得ることができる事業の展開

多くの世代で、「後継者の確保・育成支援」と「インターネット等の情報通信技術を活用した宣伝活動による新たな顧客の獲得」が多くなっていますが、若中年層では「資金融資制度等の充実」が必要であるという意見が高い割合を示す結果となりました。

あなたは、南牧村の人口減少を抑えるための移住施策でどのような取り組みが効果的だと思いますか。



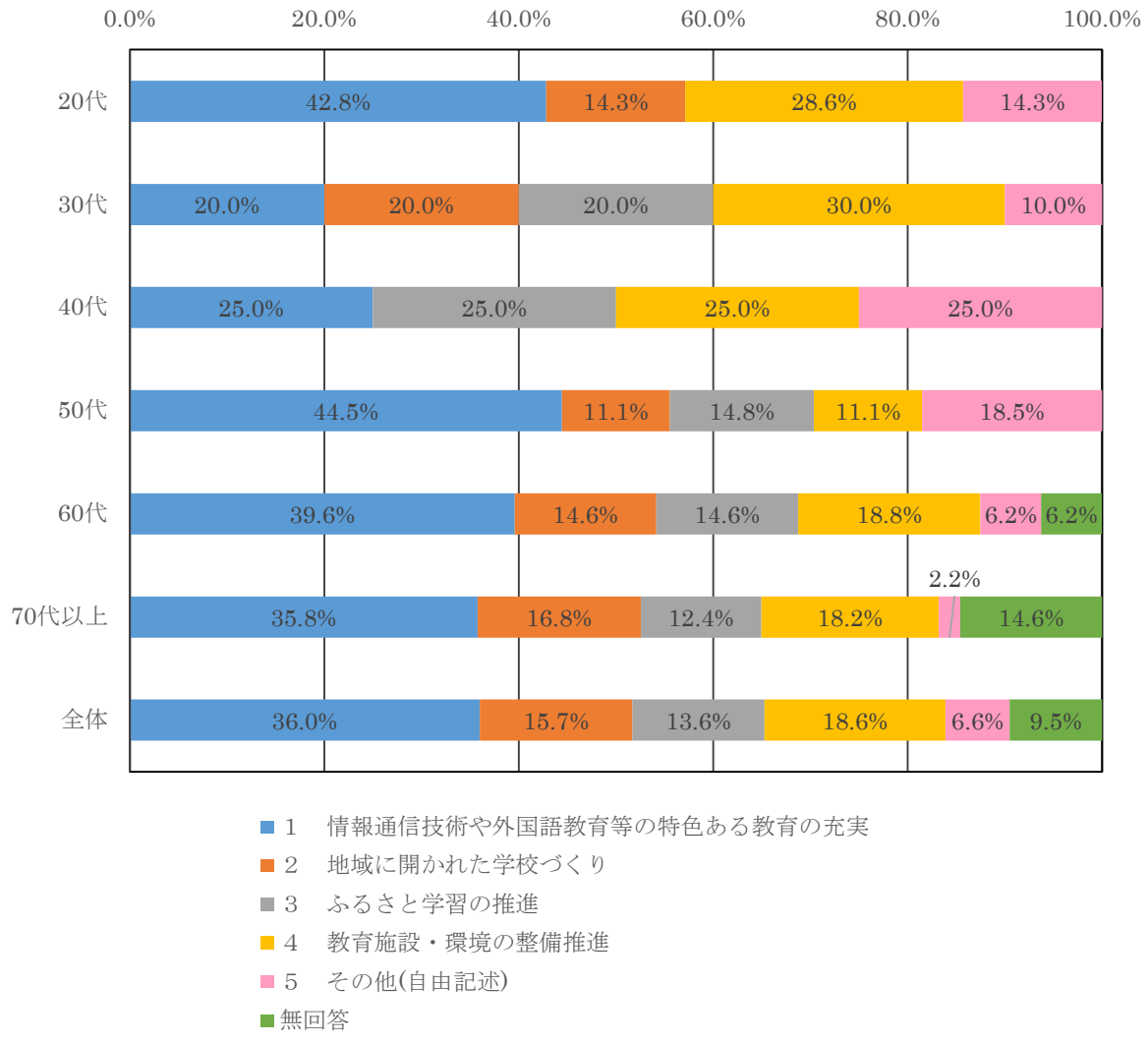
### 「その他」の主な意見

- ・新しい産業開拓や企業誘致等の働き場の確保
- ・村全体の環境整備・環境美化の推進
- ・安心して暮らせる村づくり
- ・特徴ある教育や就労施策の実施
- ・南牧村出身者を呼び戻せる施策の展開
- ・意欲のある高齢者への支援充実

全世代で、「空き家を活用した移住施策の推進」と「子育て世代を呼び込むための山村留学などの施策の実施」が大部分を占める結果となりましたが、30代・40代の子育て世代では、「土地の分譲と住宅の整備」が効果的であるという意見が高い割合を示す結果となりました。



児童生徒が南牧村に誇りを持ち、心身ともに健やかに成長していくためにはどのような取り組みが必要だと思いますか。

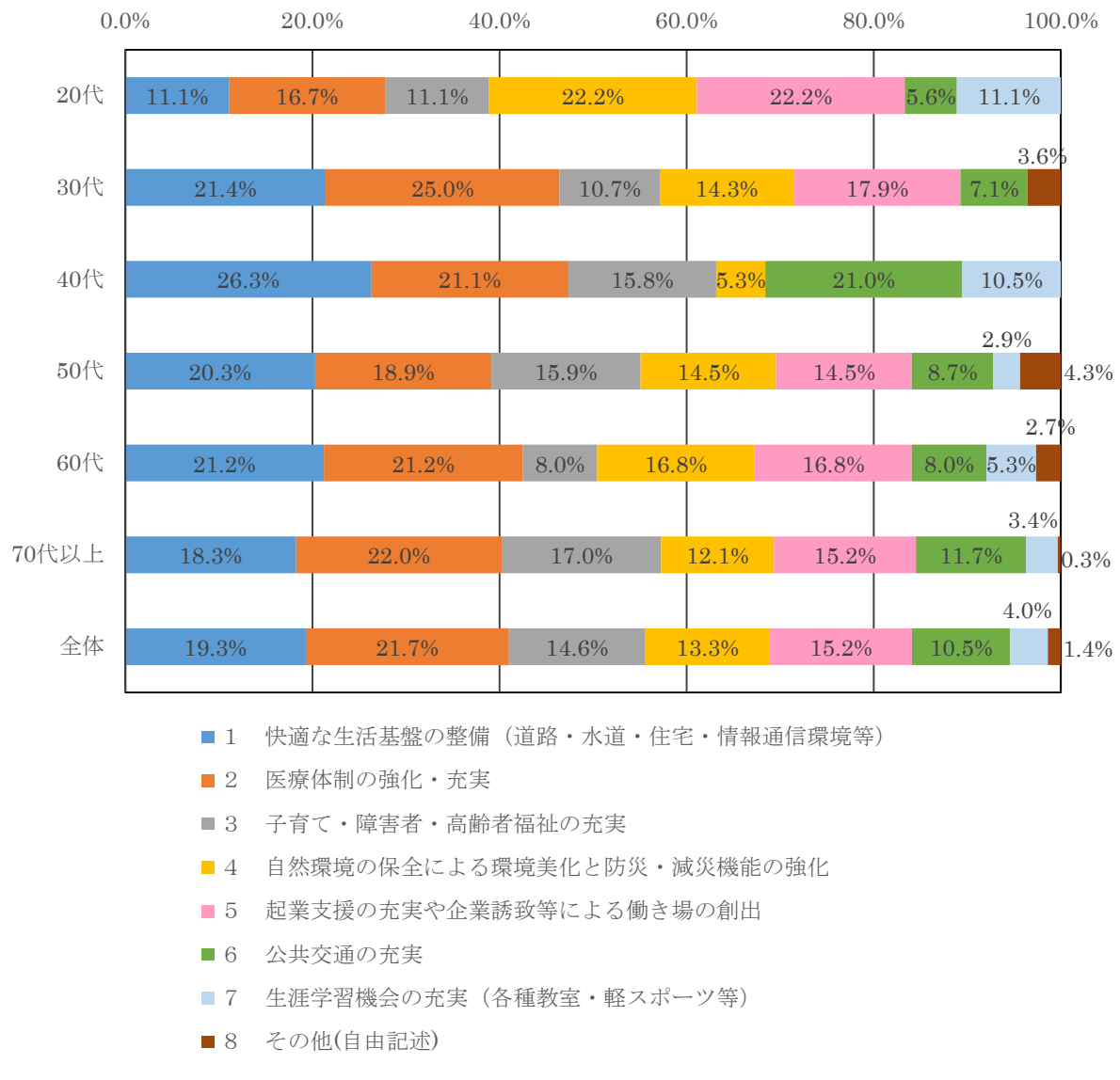


### 「その他」の主な意見

- ・ 地域の特性（川や山などの自然）を活かした教育
- ・ 交換留学の実施（交換留学により南牧村の良さを再認識）
- ・ 集団生活を学べるよう近隣市町村との交流事業の実施
- ・ 南牧村にこだわらない教育環境の整備

多くの世代で、「情報通信技術や外国語教育等の特色ある教育の充実」の占める割合が高くなっていますが、それ以外の選択肢については、ほぼ均等な割合となっていることから総合的にバランスの取れた教育内容・環境の充実が必要であるという意見が多いものと考えられます。

あなたが南牧村に期待することは何ですか。  
(3つまで選択)



「その他」の主な意見

- ・日照の妨げとなっている杉をはじめとする針葉樹の伐採
- ・広葉樹の植栽による美しい自然環境整備
- ・インターネット環境の更なる充実
- ・防災、減災のための環境整備と危険個所の適正な把握
- ・人口減少を食い止めるための対策

この設問については、ほぼ、全ての選択肢が均等に選ばれていますが、医療体制の強化や福祉の充実、また、快適な生活基盤の整備を期待する意見が多い結果となりました。

## 魅力ある住みよい南牧村づくりに対する意見

主なご意見は以下のとおりです。

- ・ 住民の小さな意見や希望にも耳を傾け地域住民の意見を広く反映した施策を実施するための体制整備
- ・ 地域医療の充実（医師が常駐する診療所等の開設）
- ・ 公共交通の充実による住民の利便性向上
- ・ 防災や日照改善のための山林整備の推進
- ・ 自然環境を活かした観光施設整備と効果的な観光PRの推進
- ・ 南牧村の住民が移り住むことができる空き家改修
- ・ 空き家の利活用や危険空き家等の対策による景観・環境美化
- ・ 地域住民の意見を反映した特徴のある移住施策の推進
- ・ 住民が村内で働ける場の確保・創出
- ・ 運動施設の整備や生涯学習機会・図書館の充実

## 第 2 編 基本構想

## 第 1 節 村の将来像

本村を取り囲む山々は、豊かな自然環境と美しい景観を形成し、地域住民はもとより村を訪れる人々の心を癒します。その一方、急傾斜地という厳しい地形のため度重なる自然災害による甚大な被害に見舞われてきました。

このような厳しい自然環境の中にあっても、先人のたゆみない努力と自律の精神を背景に第 1 次産業を基幹産業として発展するとともに絆の深い地域コミュニティが形成され、住民の強い結束によって地域が維持されてきました。

この強い絆と先人の精神を継承すべく、これまで住民福祉の充実や地域活性化を目指した村づくりを進めてきました。しかし、少子高齢化の進行に伴う人口減少に歯止めが利かない状況が続いており、村の独自推計では令和 12 年（2030 年）には人口が 1,000 人程度まで減少するものと予測されています。

このような状況を大幅に改善することは厳しい状況にありますが、今後は本村の厳しくも豊かな自然環境や立地条件を活かした移住・観光施策等を展開するとともに社会情勢等の変化に対応した住民との協働による新しい村づくりに果敢に挑戦し、一定の人口規模を保ちながら、住民一人ひとりが経済的にも、精神的にも豊かさを実感することのできる郷土を建設し、村全体が活力と自信に満ち溢れ、誰もが輝き南牧村に住んでいることを誇りに感じられる村を目指します。

## 第2節 基本施策の目標

著しい経済成長により社会情勢が激変した時代から、物の豊富さだけでなく心の豊かさを求める時代へと変化しています。それに伴い多くの人の価値観にも変化が見られ、自助から共助、競争から共存へと成熟した社会が形成されつつあります。

こうした社会の変化に対応し、長い歴史の中で育まれたこの南牧村を誰もが大切に想い、すべての住民と南牧村に関係するすべての人が主人公となりながら村づくりを進め、「ここで暮らすこと」「南牧村に関わること」を誇れる村づくりを目指します。

このような考え方に立って、南牧村が元気に成長し続けるための新たな村づくりの基本目標を

《みんなで創る 一人ひとりが住みやすい 南牧村》とします。

目標達成のための具体的政策課題を次の5つの基本大綱と定め、本計画の実現を図ります。

- ◇ 一人ひとりが元気で幸せに暮らせる村づくり
- ◇ みんなが住みたくなる快適環境な村づくり
- ◇ 人と仕事がつながる産業振興の村づくり
- ◇ 心豊かな人を育む村づくり
- ◇ 人と自然が響き合う村づくり

## 第2章

## 基本構想の推進に向けて

### 第1節 住民協働の推進

村づくりの主役はこの地で生活を営む住民一人ひとりです。地域に暮らす人々が、それぞれの地域の個性や特性を理解し、自主性と創意工夫によって地域づくりを進めることが重要です。

また、行政がその地域づくり活動を積極的に支援し、多くの住民が参画できる環境を整えることにより、住民と行政の協働による村づくりを進めることが可能となります。

今後は行政が公共・公益的なサービスのすべてを提供するというだけでなく、住民一人ひとりの知恵と力を結集しながら、住民と行政が共通する目的のもとに公益的な活動を行う、住民協働社会の実現を目指します。

### 第2節 行財政改革の推進

経済低迷が続く中であって、村の財政状況も厳しさが増しており、抜本的な行財政改革が強く求められています。

これまで行政組織のスリム化とともに行政サービスの維持・向上に努めてきました。今後も徹底した事務事業の見直しや組織・機構改革などを図り、限られた行政資源の中で、住民の満足度を重視した新たな行政経営を目指し、更なる行財政改革に取り組んでいきます。

## 第3章

## 施策の大綱

### 第1節 一人ひとりが元気で幸せに暮らせる村づくり

健康長寿は多くの人々にとって共通の願いです。一人ひとりが「健康」を意識することで健康寿命の延伸が可能となります。

近年は社会環境が大きく変化していることから育児に対する不安や負担が増大するなど、世代により不安要因も様々です。

これらを踏まえ、健康意識の高揚による自主的な健康づくりの促進を基本に、それぞれのライフステージにマッチした安心・健康づくり施策を推進し、誰もが健康で安心して暮らせる村づくりを目指します。

#### 1 保健・医療

住民一人ひとりが生涯にわたり自ら健康づくりに取り組むことができる環境を整えるとともに、きめ細かな保健サービスの提供ができる体制の構築を図ります。

また、地域医療機関や医師会等との連携強化を図り、すべての住民が心身ともに健康で明るく暮らせる健やかな村づくりを目指します。

#### 2 子育て支援

次代の担い手となる子どもを安心して産み育てられるよう、また、健やかに成長できるよう、地域全体で子育てを行うサポート体制を構築するとともに相談体制の強化、交流の場の提供に加え、更なる経済的支援の充実を図り、子育てしやすい村づくりを目指します。

#### 3 高齢者支援

高齢者がいつまでも元気に暮らせるよう、また、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスや保健・福祉サービス、生活支援サービスの充実を図るとともに生きがいくくり施策の充実を図ります。



## 4 地域福祉

住み慣れた地域で互いに支え合い、助け合いながら生活が営めるよう、地域住民と行政の協働による見守り活動、民生委員・児童委員との連携など、地域に密着した福祉活動を推進するとともに保健・福祉サービスの情報提供や相談支援の充実を図り、誰もがサービスを利用しやすい環境づくりを推進します。

## 5 障害者（児）福祉

障害者（児）が将来に希望を持ち幸せな生活が送れるよう、自立に向けた支援と福祉サービス提供体制の充実を図るとともに住民一人ひとりが理解を深め、障害者（児）が積極的に社会参加できる村づくりを目指します。

## 6 社会保障

すべての住民が健康で文化的な生活を営み、安心な老後が迎えられるよう、国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険の健全な運営に努めるとともに社会保障制度の周知及び啓発に取り組めます。

## 7 人権

住民一人ひとりが人権に対する理解を深め、地域社会の中で互いの多様性を認め合い、共に生きる、住民主体の「人権尊重の村づくり」を推進し、差別の解消や人権課題の解決のため、人権意識の高揚に向けた啓発に取り組めます。

## 第2節 みんなが住みたくなる快適環境な村づくり

誰もが安全で快適に暮らしていくためには、計画的な生活基盤整備と安全性の確保は欠かせません。

快適な居住空間と道路・交通環境の整備に加え、効果的な防災・防犯活動の実施により、日常生活における住民の利便性と安全性の向上を図ります。

また、世代をこえてその恩恵を享受することができる安全・安心でやすらぎに満ちた快適な環境の村を目指します。

### 1 土地利用

快適な住環境による暮らしやすい村づくりを推進するため、自然環境の保全と住環境の整備の調和に配慮し、長期的な視点から生活基盤となる土地利用計画を進めます。

### 2 水利用

良質な飲料水の安定供給を確保・継続するため、老朽化が進む施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに災害時等の緊急時にも対応できる水道施設整備を進めます。

また、合併処理浄化槽の設置推進により河川水質の更なる浄化を図ります。

### 3 道路

村道及び農林道の計画的な整備及び維持管理に努めるとともに、住民生活や産業活動に直結する主要地方道（下仁田上野線・下仁田白田線）の早期改良を関係機関に要望し利便性及び安全性の向上に努めます。

また、あらゆる災害に備える道路整備に努め、孤立状態の発生防止を図ります。

## 4 交通

自家用車を利用できない人や公共交通機関を利用して本村へ訪れる人にとって、南牧バス及び乗合タクシーは貴重な交通手段となっています。今後はこの貴重な公共交通の維持継続に加え、住民の更なる利便性の向上を図るため、交通事業者と連携した新たな地域公共交通の確保に向けた取り組みを推進します。

## 5 交通安全

交通事故のない安全な村づくりに向け、交通安全施設の整備充実を進めるとともに街頭指導等の実施により住民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図りながら、地域ぐるみで交通安全運動を展開します。

## 6 防犯

巧妙化している特殊犯罪等の被害をなくすため、地域住民や警察との協働による防犯活動や啓発活動を一層強化し、犯罪の未然防止に努め、安心して住みよい村づくりを推進します。

## 7 消防・防災

大地震や集中豪雨をはじめとするあらゆる災害に強い安全・安心な村づくりを進めるため、消防関係各所との広域的連携強化に加え、地域医療機関との綿密な連携による救急体制の充実、災害を早期に予測する情報収集体制の整備を図り、住民への迅速で正確な情報提供に努めます。

また、住民の消防・防災意識の高揚に努め、「自助」・「共助」・「公助」による防災体制の整備を進めます。

## 8 公園・緑地

豊かな自然の中で森林に親しみ憩える場を提供するとともに防災機能を備えた緑地整備を推進することで、美しく、安全・安心な緑地空間の確保を図ります。

また、緑の保全や緑化に対する意識の高揚を図り、花と緑に囲まれた美しい環境づくりを推進します。

## 9 情報通信

行政の情報化を一層推進し、住民が等しくサービスを受けられるよう関係機関と連携を図るとともに住民の利便性向上に努めます。

## 第3節 人と仕事がつながる産業振興の村づくり

住民の豊かな暮らしと活力ある村づくりの実現に向け、農・林・商・工連携による地域産業の活性化と振興に取り組み雇用機会の拡充に努めます。

また、地域や広域での連携・交流を図りながら観光振興を進めるとともに起業促進に努め、自然と調和した産業振興の村づくりを推進します。

### 1 農業

農業経営基盤の安定と充実により、耕作放棄地の縮減に努めながら担い手の育成や労働力の確保による経営体制の強化を推進します。

また、農産物の生産性向上や新たな特産品の開発支援、食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進、農林産物直売所の活性化等による地産地消の促進など、農業を元気にする取り組みを推進します。

### 2 林業

森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、林道・作業道等の基盤整備を進めながら、林業担い手の育成や労働力の確保に努めるとともに森林組合との連携を強化し、適正な森林整備・管理を促進します。

### 3 商工業

起業支援や事業者の経営強化への支援により、村内産業の活性化を図り住民の雇用機会の拡大と安心して働ける環境づくりに取り組むとともに商工業の活力向上を図るため、村内購買意欲を高める取り組みを推進します。

### 4 観光・交流

豊かな自然環境を活かした観光農園、農林業体験など、自然とのふれあいを柱とした観光資源の開発に取り組みます。

また、大学や企業等との連携体制の構築による関係・交流人口の創出拡大や、南牧村住民の温かい人柄と農山村ならではの伝統的な古民家を活用した癒しを感じる空間を創造するなど、個性と魅力あふれる村づくりを推進します。

## 第4節 心豊かな人を育む村づくり

村づくりの基本は人づくりです。児童・生徒が少人数であることを活かした視野と想像力の広がる教育とあわせ、学校・家庭・地域が協力した教育環境づくりにより、心・知・体を身につけた次代を担う子どもたちを育成します。

また、幅広い年代の人々の学ぶことへの意欲が高まっています。生涯を通じていつでも自由に学習することができ、その成果を地域の中で発揮し、どの世代の人々も充実した生活を送れる生涯学習社会の実現を目指します。

### 1 学校教育

子どもたちが次代を担う人材として健やかに成長できるよう、学校設備の充実と学校・地域・行政の連携による教育基盤の強化を図ります。

また、外国語教育や情報教育など、国際化と情報化に対応した特色ある教育活動の推進をはじめ、ふるさと教育、環境教育、人権教育、キャリア教育の充実を図りながら、確かな学力と優れた想像力・人間性を育む教育活動を推進します。

### 2 社会教育

住民の誰もが生涯にわたって楽しみながら学び続け、充実した人生が送れるよう、ライフステージに応じた学習機会の充実や情報提供に努め、身に付けた知恵や技術を次の世代へとつなぐ「知の循環型社会」の形成を目指します。

また、青少年が心身ともに健全に育成されるよう、家庭・地域等の教育力の向上を図ります。

### 3 社会体育

住民一人ひとりが生涯にわたってスポーツを気軽に楽しめるよう、施設の整備充実を図るとともに年齢や体力に応じた多様なスポーツの普及に努めます。

また、子どもから大人、高齢者まで様々な年代がスポーツを通じ交流できる機会を設けることで、世代間交流の促進に努めます。

## 4 芸術・文化

生きがいと感動に満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、住民及び各種文化団体の自主的な文化芸術活動への支援等により一層の文化振興に努めます。

また、貴重な文化遺産を後世に伝えるため、文化財の適正な管理、保護に努めるとともに伝統行事の保存・継承活動への支援や民俗資料の収集・保存に努めます。



## 第5節 人と自然が響き合う村づくり

豊かな自然との共生を目指し、環境を重視した美しい村づくりを住民と行政が一体となって推進し、誰もが住みたくなる村づくりを目指します。

### 1 自然環境の保全

豊かな自然とその自然から得られる恩恵を次の世代へ継承し、多様な豊かな生態系を確保しつつ、自然とのふれあいの場や機会が確保された自然と共生する村づくりを目指します。

### 2 循環型社会の形成

廃棄物をできる限り出さない循環型社会の構築に向け、広域的なごみ・し尿処理体制の充実や住民・事業者・来村者の「ごみの量を減らす（リデュース）」、「一度使ったものをごみにせず繰り返し使う（リユース）」、「使い終わったものを再資源化する（リサイクル）」の「3R運動」の促進に努めます。

また、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを推進するとともに環境保全活動を積極的に促進し、地球にやさしい村づくりに取り組みます。

### 3 環境美化の推進

ごみの不法投棄やポイ捨て防止など、環境美化に関するマナーの啓発に努めるとともに地域住民との協働による不法投棄の強力な監視体制を構築し、衛生的で自然と共生する村づくりを推進します。

### 4 住環境整備

若者の定住やUターン・Iターン希望者の獲得を目指し、村営住宅の建設をはじめ、貴重な地域資源である空き家を有効活用し、自然と調和した古民家住宅を整備するなど、やすらぎと癒しを感じることのできる魅力ある住環境整備に取り組みます。

## 第6節 総合計画の実現に向けて

総合計画を実現するためには、住民をはじめ南牧村に関係するすべての人の総合計画に対する理解と事業推進への協力を欠かすことはできません。そのためには、行政の持つ情報を幅広く、わかりやすく、かつ、積極的に提供するとともに対話を大切にしながら住民等の意見を反映した施策を展開するなど、開かれた信頼される行政組織を構築する必要があります。

今後も厳しい財政状況が続くことが予想されますが、地方分権改革や時代の潮流に対応できる柔軟で機動力のある行政組織と健全で計画的な財政運営を確立し、すべての住民と南牧村に関係するすべての人が主人公となる協働の村づくりを進め、この南牧村を誰もが大切に想い、ここで暮らすこと、南牧村に関わることを誇れる村づくりを目指して「みんなで創る 一人ひとりが住みやすい 南牧村」を推進します。

### 1 住民・関係者総参加による協働の村づくり

これまでの村づくりには、行政主導の手法が多く取り入れられてきました。しかし、住民自治という言葉が示すとおり、本来はそこに住む住民が主体的に村づくりに取り組むことが必要です。

今後の村づくりは、ここで暮らす人々が明るく、いきいきと生活が送れるよう、住民と南牧村に関係するすべての人が積極的に村づくりに参加できる環境を整え、異なる価値観を持つ住民・関係者・行政がお互いを尊重しながら、それぞれの役割と責任を自覚したうえで協力し合い、村づくりに関わることで南牧村に誇りと愛着を感じ、この小さな南牧村がいつまでも輝き続け、「みんなで創る 一人ひとりが住みやすい 南牧村」を実現するため、住民・関係者総参加による協働の村づくりを推進します。

### 2 効率的で信頼される行政組織

効率的で信頼される行政組織を構築するため、住民等との双方向の継続的な対話による情報共有や意見を反映した施策を展開するとともに職員

研修による職員の資質の向上や情報機器の高度利用による事務の能率化に取り組めます。

また、近隣町村や広域市町村圏、国、県との連携による広域行政を推進します。

### 3 健全な財政運営の確立

持続可能で安定した財政基盤を確立するため、産業振興や地域の活性化に資する取り組みを推進し、自主財源の確保向上に努めます。

また、民間活力の導入や計画的な財源配分、積極的な財政情報の公開等により、住民の理解に基づく透明で健全な財政運営を進めます。

## 第 3 編 基本計画

## 第1章

# 一人ひとりが元気で幸せに 暮らせる村づくり

### 第1節 保健・医療

#### 〈現状と課題〉

本村は高齢化率が高く、その割合は年々増加しています。高齢者が安心して暮らし続け、若者が希望をもって生活していくためには、健康寿命の延伸を目指す必要があります。

また、住民だれもが健やかな暮らしを営むことができるために、良好な社会環境を構築し、健康格差の縮小を目指す必要があります。

本村ではこれまで、住民の健康づくりを積極的に推進するため、「健康なんもく21（第2次）」に基づき健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導を積極的に実施してきました。しかし、顕著な健康寿命の延伸には至っておりません。各種健康診査受診率は伸び悩み、特定健康診査においては未治療者や高血圧リスク者が多い状況にあります。

今後も更に健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けた取り組みを推進し、住民の健康管理意識の高揚を促し自主的な健康づくりを促進する必要があります。

また、下仁田厚生病院をはじめ、地域医療機関との連携強化を図るとともに住民一人ひとりのニーズに適切に対応できるよう、保健・医療サービスを総合的かつ継続的に提供できる体制を充実させる必要があります。

#### 〈計画及び主要施策〉

##### （1）保健事業推進体制の充実

- ① 健康づくり施策を総合的、計画的に進めるため、健康なんもく21（第2次）の中間評価を行うとともに、計画の見直しを図ります。
- ② 食生活改善推進員や保健推進員、介護予防サポーターが地域の健康づくりの担い手として活動しやすい環境づくりや活動支援を行い、地域ぐるみの健康づくり体制の強化を図ります。
- ③ 地域性に即した保健事業を推進するため、医療機関との連携強化を図り、本村の健康課題の調査・分析を行います。

## (2) 健康管理意識の高揚

広報等による啓発活動をはじめ、各種健康教室の開催による健康管理意識の高揚を図ります。

また、健康状態を把握し自身の健康管理に取り組めるよう健康診査の充実と健康診査を受けやすい環境づくりに努めます。健康相談や家庭訪問などによる保健指導を強化し生活改善への動機づけや取り組みへの支援を行います。

## (3) 健康づくりの推進

食に対する正しい知識を身に付けるための食育教育の充実や、社会体育活動と連携した多様なスポーツの普及・推進により、基礎体力の向上とストレスを溜めにくい生活習慣を定着化し、心身の健康を維持するための健康づくり運動の拡大を推進します。

また、住民の健康づくりへの取り組みを支援するために運動施設の充実等の環境整備に努めます。

## (4) 精神保健対策

うつ病やストレスによるこころの病、自殺予防などについての正しい知識や理解の普及に努めるとともに関係各所と一体となつてこころの健康づくりの推進や相談体制の充実、治療や社会復帰、自立のための包括的な支援に努めます。

## (5) 母子保健事業の充実

- ① 妊娠・出産の希望をかなえるため、不妊・不育症治療に関する支援の充実を図ります。
- ② 妊娠後の心身の健康づくりを行うとともに子どもの健やかな発育とより良い生活習慣を形成できるよう健康診査や相談、保健指導、子育てに関わる情報提供の充実を図ります。
- ③ 妊産婦等の心身の不調又は育児不安に対する支援プランを作成し、妊産婦や子ども一人ひとりへのきめ細やかな対応に努めます。

また、妊娠・出産及び子育てに関わる関係機関のネットワークづくりに努め、支援体制を強化します。

## （６）感染症予防対策

感染症に関する迅速な情報収集と正確な情報提供により住民の正しい予防知識の普及に努めます。

また、医療機関等との連携により予防接種事業の充実を図るとともに感染者対策などの危機管理体制の強化を図ります。

## （７）地域医療連携の強化

下仁田厚生病院をはじめとする地域医療機関、医師会等との連携により救急医療、感染症蔓延予防体制等の充実や災害時対応の強化を図るとともに往診、訪問診療、訪問看護等の在宅医療ができる体制整備に努め、住民の更なる安心と利便性の向上を図ります。

---

## 第２節 子育て支援

### 〈現状と課題〉

雇用の場が少ない等で定住する若者が減少していること、未婚化・晩婚化・晩産化の進行で更に少子化が進行していること、また、地域とのつながりの希薄化等により子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化していることなど、子育て環境の整備が課題となっています。

安心して妊娠・出産ができ、子育てに喜びを感じることができる支援や地域で子育てを支える仕組み、保育所のあり方や子どもの居場所の確保など、地域全体で育てる環境づくりを進めていく必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### （１）安心して妊娠・出産ができる環境の整備

健康診査の充実を図るとともに子育て世代包括支援センターにおいて様々な疑問や相談に応じ、妊娠期から子育て期までにわたるきめ細やかな相談・支援及び保健・医療・福祉・教育の各分野間の連携を強化し切れ目のない支援に努めます。

また、産前・産後サポート事業や産後ケア事業を整備し、妊産婦に対するサポート体制の強化に努めます。

## (2) 子育て家庭への支援

- ① 子育てに不安を抱える家庭への相談支援体制の強化や子育て支援サービスの充実を図ります。
- ② 日常的に配慮を必要とする子どもや家庭への支援、子どもの貧困対策の相談支援の充実を図ります。
- ③ 医療費の助成や「子育て応援条例」などの各種補助事業を充実させることによる経済的支援の強化やひとり親家庭の自立支援に取り組みます。
- ④ 子育て世代包括支援センターを活用し、子育て支援サービスが十分に周知されるよう情報提供を積極的に行います。
- ⑤ 豊かな自然環境を利用しつつ、保育所や保育サービスの充実及び学童クラブ等の子育て支援事業の充実を図ります。
- ⑥ 子育て世代の交流の場の提供に努めるとともに地域の高齢者の参画を得た事業や小中学生との交流など、世代間交流に取り組みます。
- ⑦ 子どもの人権を守り、権利を尊重する意識を持つように人権教育や啓発活動を推進し、不登校やいじめなどに対してきめ細やかな対応に努めます。

## (3) 安心安全な生活環境の整備

子ども、子ども連れの親等が事故や犯罪の被害に遭わないように点検を行うとともに不審者などから守るための防犯意識の向上や地域全体で子どもを見守る防犯活動の推進に努めます。インターネット、SNS等のメディア上の性・暴力等の有害情報について、目まぐるしく変わる環境を的確に把握しながら、危険性を認知させ、正しい利用方法の啓発を行います。

また、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を強化し、子どもを貧困や虐待から守る取り組みを行います。



## 第3節 高齢者支援

### 〈現状と課題〉

高齢化率の伸びは今後更に進み、本村では令和12年(2030年)に、1.36人に1人が65歳以上の高齢者となることを見込まれています。要介護認定者や認知症高齢者を支える働き世代の減少が予想されるなか、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取り組みの一層の充実や多様な主体によるサービスの提供など、高齢者支援の充実は引き続き村全体の重要課題となっています。

今後は各種施策を着実に推進し、高齢者が健康で生きがいに満ちた生活を送るとともに介護が必要な状態になっても適切なサービスを受けながら安心して暮らし続けられる村づくりを進めていく必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 生活支援の充実

- ① 地域包括支援センターの適切な運営により、高齢者の介護予防や生活支援を推進するとともに介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるため、地域の課題を把握し、在宅医療・介護連携や認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備により地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- ② 経済的困窮、虐待などの理由により自宅での生活が困難な高齢者に対し、セーフティネットの場を提供できるように努めます。
- ③ 高齢者の自立した生活を支援するため、地域公共交通の維持・強化や日常生活上の援助、給食サービスをはじめとする各種サービスの充実に努めます。

#### (2) 介護予防と生きがいづくり

- ① 高齢者ができる限り介護が必要な状態にならないよう、また、要介護状態等の軽減・悪化の防止を図るため、日常生活支援事業や介護予防事業の充実に努めるとともに要支援・要介護状態になる可能性のある高齢者の把握と必要な支援を推進します。
- ② 高齢者が健康で生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加することができるよう、生涯学習・文化・スポーツ活動への

参加促進、シルバー人材センターの活動支援に努めるとともにその経験や能力を地域の中で発揮できる環境整備を推進します。

- ③ 認知症の人とその家族が地域で安心して生活できるよう、認知症に関する知識の普及・啓発を図ります。

## 第4節 地域福祉

### 〈現状と課題〉

支援を必要とするケースは多様化し、福祉に対するニーズは増大しています。このような状況において課題に対応していくためには、「互いに支え合う」という住民意識の向上を図りながら、地域全体で福祉を推進する仕組みをつくりあげ、すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる村づくりを推進する必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 男女共同参画

男女がそれぞれの生き方を主体的に選択し、互いに尊重し、仕事や地域活動などで能力を十分発揮できるよう、家庭、地域、学校、職場での男女平等意識の啓発を図ります。

また、DV、セクハラ、ストーカー行為の防止に向けた関係機関との連携強化と相談体制の整備に努めます。

#### (2) 低所得者への福祉

高齢化や病気、離婚などにより生活困難に陥った住民に対して、最低生活保障のため、保健福祉事務所と連携し、生活保護の適正な運用を図ります。

また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、経済的自立を促進するとともに生活相談・指導の充実と専門的な相談支援体制の整備を図ります。

#### (3) 地域福祉の担い手づくり

地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会と連携し、地域で主体的かつ先導的に活動する人材を育成し、ボランティア活動等の促進を図ります。

また、地域福祉についての関心を深めるための福祉教育の充実を図ります。

#### (4) 支え合う地域づくり

すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、民生委員・児童委員の協力のもと、見守り活動の推進や要援護者名簿の充実・活用を図るとともに支援体制の確立を図ります。

---

## 第5節 障害者（児）福祉

### 〈現状と課題〉

社会情勢の変化や障害者及び介護者の高齢化や障害の重度化等が進むにつれ支援ニーズが多様化しています。すべての住民が障害の有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、支援していく必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 相談・支援体制の充実

相談支援の中核的な役割を担う機関として、富岡市甘楽郡圏域に基幹相談支援センターを設置し、相談支援の更なる充実に努めます。

また、生活支援ニーズと実際のサービスを結びつけるための関係機関のネットワークの中心的役割を果たす富岡地域自立支援協議会を設置し、近隣市町村、関係機関との連携を図り、課題検討や施策の推進に努めます。

支援の必要な子どもの早期発見と成長発達の支援に努め、身近な地域で支援が受けられるよう体制の整備を図ります。

また、医療費助成等の経済的支援の強化を図るとともに就労支援として、ハローワーク、就労支援事業所等との連携を図り、社会的・経済的な自立と安定した生活を送れるよう、必要とされるサービスの提供に努めます。

## (2) 安心安全の環境づくり

公共施設等のバリアフリー化の推進や交通弱者への移動支援を推進します。

また、災害時の緊急避難の際に必要な対策を講じます。

## (3) 偏見や差別の解消

広報誌やなんもくふれあいテレビを活用し、障害そのものや障害のある人への正しい理解を図るための啓発活動を推進し、障害に対する誤解や差別を解消した、障害のある人となない人との共生社会の実現を図ります。

また、人権や財産に対する侵害を受けることのないよう、成年後見制度の利用支援や権利擁護体制の整備、虐待の根絶に向けた取り組みを推進します。

---

## 第6節 社会保障

### 〈現状と課題〉

被保険者の高齢化や医療の高度化、介護サービス利用者の増加に伴い、医療費や介護給付費が年々増大を続けている一方、保険税等収入は減少し続けており、村からの財政支援は欠かすことができません。

住民が安心して適切な医療・介護を受けるためには、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度・介護保険制度の安定した運営が必要です。

また、健やかで安心できる生活を営むことができるよう社会保障制度の周知を図り、一層の浸透に努める必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 国民健康保険制度の健全運営

- ① 特定健康診査・特定保健指導の実施等による生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を推進し、被保険者の健康維持・増進に努めます。
- ② 適正受診やジェネリック医薬品の利用促進を図り、医療費の適正化に努めます。

- ③ 収納対策の強化等により、国民健康保険税の収納率の向上に努め、財政の安定化を図ります。
- ④ 県と連携し安定的かつ健全な運営に努めます。

## (2) 後期高齢者医療制度の適正運営

後期高齢者医療広域連合との連携により、後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な事業運営に努めます。

## (3) 介護保険制度の円滑な運営

介護保険の円滑な運営に向け、制度周知を行うとともに、被保険者・家族への適切な情報提供や事業所への橋渡しを行い、介護サービスの内容・質の確保に努めます。

また、要介護（支援）認定の迅速化や適性化、地域密着型施設への適正な指導・監督、介護給付の適正化を図ります。

## (4) 低所得者支援

保健福祉事務所やハローワーク、社会福祉協議会等との連携のもと、それぞれのケースに応じた適切な相談・指導等に努めるとともに生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金貸付制度等の利用に関する周知に努め、低所得者が自立し安定した生活を送るための取り組みを推進します。

## (5) 社会保障制度の周知徹底

広報や啓発活動の推進を図り、社会保障制度について、正しい理解を深められるよう努めます。

## 第7節 人権

### 〈現状と課題〉

住民一人ひとりが個人として尊重されることは、心豊かな暮らしの基本です。これまで、広報誌等を通じて、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人などに関する多様な人権課題の解決に向けた取り組みを進めてきましたが、今なお社会の様々な場面において差別や偏見が解消したとは言えない状況です。

また、性の多様性に関する理解促進や、インターネット上での人権侵害への対応など、人権課題は多様化・複雑化しつつあります。

これまでの取り組みに加え、新たな人権課題等への適切な対応が必要です。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 人権意識の啓発

すべての人が地域で「守られている」安心感、お互いの多様性を認め合い、誰もが自分らしく参画できる社会の実現のために、関係機関と連携して人権啓発を積極的に進めます。

#### (2) 人権教育の充実

人権の尊重と擁護のため、相手を思いやる心を育み、差別や偏見をなくす教育の充実を図ります。

#### (3) 人権擁護活動の推進

国・県及び人権擁護委員等と連携して、人権相談や啓発・支援活動を充実し、新たに生じた課題の解決には柔軟かつ的確に取り組めます。

## 第2章

# みんなが住みたくなる 快適環境な村づくり

### 第1節 土地利用

#### 〈現状と課題〉

雄大な自然に恵まれている本村ですが、総面積の約9割が山林であるという極めて平地が少ない地形であることに加え、著しい高齢化の進行と後継者不足により、土地の農業的・林業的利用が停滞し荒廃が進んでいる状況にあります。

このような状況の改善に向け、恵まれた自然環境の保全整備と住環境との調和に配慮しながら、土地の持つ特性を活かした土地利用を進める必要があります。

#### 〈計画及び主要施策〉

##### (1) 適切な土地利用

自然環境の保全や地域の特性を踏まえ、周囲の環境に調和した土地利用の促進を図ります。

##### (2) 地域指定の見直し

農業振興地域、農用地区域、森林計画区域等の地域指定を見直しながら秩序ある土地利用を推進します。

### 第2節 水利用

#### 〈現状と課題〉

本村の水利用の多くは生活用水であり、農業用水の利用は少ない状況です。

現在は、簡易水道11施設、小水道6施設が整備され、給水能力の充実・安定化と安全・安心な水道水の供給が図ら

れてきました。しかし、経年劣化に伴う水道施設の老朽化が進んでいることから、それに対応するための更新費用の確保が必要となっています。

また、著しい高齢化により、小水道施設の維持管理が困難となることが予想されます。今後は、簡易水道及び小水道施設の民営化等を含めた管理運営方法の検討を進める必要があります。

生活排水については、令和2年度末までに311基の戸別合併処理浄化槽を設置し河川の水質保全に努めてきました。今後も生活排水の浄化対策を推進し、水源かん養の村としての責務を果たす必要があります。

## 〈計画及び主要施策〉

### (1) 水道施設の整備

施設の老朽化への対応や風水雪害、大規模地震発生時の応急給水の強化を見据えた各水道施設の更新や耐震化を計画的に推進します。

### (2) 水質管理の充実

安全・安心な水道水を供給するため、定期的な水質検査を行い水質の安全確保に努めます。

### (3) 水質保全

戸別合併処理浄化槽の設置を促進し、南牧川とその支流の水質保全を図ります。

### (4) 水資源の有効利用

大仁田ダムや河川の周辺整備による観光ルートの開発や親水施設を整備し、水資源の有効利用を図ります。



---

## 第3節 道路

### 〈現状と課題〉

高齢ドライバーの増加や車両の大型化が進む中、これまで県や関係機関等と協力し、安全で便利な道路環境の整備に努めてきました。

しかし、村内には依然として道路幅が狭い箇所が多く、大型工事車両等の通行はもとより普段の生活での交互通行にも支障をきたしている状況にあります。住民が安全・安心に通行できる道路を確保するため、広域的な幹線道路から身近な生活道路に至るまで、村内道路網の適正な維持管理と計画的な整備に取り組む必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 幹線道路の整備

主要地方道については、未改良部分の早期改良と下仁田ICから長野県へ通じる幹線道路の整備促進を関係機関に強く働きかけます。

#### (2) 村道の整備

生活道路として住民の利便性を重視しながら、村道の適正な維持管理と計画的な整備・改修を進めます。

#### (3) 人と環境にやさしい道路空間づくり

道路整備にあたっては、災害時への対応やバリアフリー化、景観の保全と調和などに配慮した、人と環境にやさしい道路づくりを進めます。

---

## 第4節 交通

### 〈現状と課題〉

本村の主な公共交通機関は、上信電鉄下仁田駅を起点として運行されている南牧バス及び乗合タクシーです。

近年においては、運転免許証を返納する高齢者が増加傾向にあり、貴重な移動手段である南牧バス及び乗合タクシーの運行は欠かすことはできません。

今後も、利用者ニーズの把握に努め、住民の更なる利便性の向上を図る必要があります。

## 〈計画及び主要施策〉

### (1) 地域公共交通の確保

利用者の利便性の向上、利用拡大の促進、安全対策を進めるとともに公平性、公共性を十分に考慮し、地域の実情とニーズに適応した地域公共交通の確保に努めます。

### (2) 地域公共交通のあり方の検討

高齢者や障害者等の移動手段を含めた本村の総合的な地域公共交通のあり方について検討し、その充実を段階的に進めていきます。

### (3) 燃料供給施設の維持・強化

ガソリンスタンドは単なる燃料供給施設というだけでなく、生活・産業の基盤、災害時の拠点など様々な社会的役割を果たしています。

本村では、移動手段として自家用車を使用する割合が高いことから、将来に向けた燃料の安定供給を図るため、村内からガソリンスタンドを消滅させないための取り組みを推進します。

---

## 第5節 交通安全

### 〈現状と課題〉

近年、全国的に子どもや高齢者が関わる交通事故や死亡事故が増加しており、その安全対策の強化が求められています。

このような状況を勘案し、地域住民の交通安全意識の啓発の一層の推進を図るとともに幼少期からの交通安全教育の充実を図る必要があります。

また、交通事故が発生しにくい安全な道路環境づくりを進めていく必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 交通安全意識の高揚

交通安全指導員等を中心とした街頭指導をはじめ、子どもや高齢者に対する交通安全教室など各種啓発事業の充実を図ります。

#### (2) 交通安全施設の整備

地域等の要望を踏まえながら、ガードレールやカーブミラー等の計画的な整備・改修を進めます。

---

## 第6節 防犯

### 〈現状と課題〉

人口の減少や高齢化社会の進行に伴い、コミュニティー意識の希薄化、地域の犯罪防止機能の低下が懸念されています。

また、子どもや高齢者を狙った犯罪や、サイバー犯罪など、犯罪そのものが複雑・巧妙化しています。

住民が安全で安心した生活が送れるよう、関係機関・団体と連携を密にし、防犯体制を強化するとともに青少年の非行防止を含む、地域ぐるみの防犯活動を進める必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 防犯意識の高揚

警察や防犯協会等との連携のもと、防犯にかかわる行事や啓発活動等を通じて住民の防犯意識の一層の高揚に努めるとともに地域ぐるみの防犯活動を促進します。

#### (2) 防犯に関する情報共有

告知放送、なんもくふれあいテレビ、なんもくメール配信サービスを活用し、防犯に関する情報伝達の徹底を図ります。

## 第 7 節 消防・防災

### 〈現状と課題〉

本村に甚大な被害をもたらした平成 19 年の台風 9 号災害や、東日本大震災をはじめとする大規模災害等により、住民の防災・減災意識の高揚とともに消防団に対する期待が高まっています。その一方、少子高齢化の進行に伴い、消防団員の確保が困難な状況にあり消防機能の低下が懸念されています。

住民への災害情報伝達手段は、防災無線、告知放送、なんもくふれあいテレビにて伝達していますが、防災無線については、老朽化のため今後の伝達手段を再考する必要があります。

消防団は地域住民の安心安全を担保する地域防災の要です。今後の消防・防災活動が確実かつ効率的に実施できるよう、消防団組織体制の見直しを進めるとともに、常備消防や広域市町村との連携強化を図る必要があります。

また、住民の高い防災・減災意識を継続するための啓発活動や地域防災力の強化を図るための取り組みを進める必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 消防団の充実

広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する住民の理解と協力を求め、女性や学生の入団の検討も視野に入れながら、団員の確保対策の強化を図るとともに広域的連携のもと、研修・訓練の充実による団員の資質の向上を図ります。

#### (2) 消防施設等の整備

地域の状況を踏まえながら、防火水槽、消火栓や消防水利等の整備を計画的に進めます。

### (3) 危機管理体制の充実

大規模災害による被害を防止、軽減するため、南牧村地域防災計画の見直しを行うとともに広域的な大規模災害に備え、災害時の応援協定を他の地方公共団体や民間事業者などと結ぶことにより、応援ネットワークの確立を進めます。

### (4) 地域防災力の強化

防災意識の啓発活動や地域と連携した防災訓練を通して、自助・共助・公助の理念に沿った住民の防災意識の向上や技術の普及などを進めます。

また、災害時要援護者の情報を村と地域住民が共有できる体制の整備や要援護者が参加する防災訓練などを実施するとともに福祉避難所の施設内の整備を進めます。

---

## 第8節 公園・緑地

### 〈現状と課題〉

公園・緑地は、人々の憩いや交流の場、子どもの遊び場であるとともに災害時の一時避難場所としての機能も有しています。

本村では各種事業により、運動広場や農村公園等を整備してきました。

今後は従来からある自然環境を活用し、多くの人々が自然とふれあい憩える多目的な機能を有する安全・安心な公園の整備を進める必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 既存施設の充実

既存施設の設備の充実を図り、誰もが楽しめ、憩いの場となる広場や公園づくりを進めながら利用率の向上を図ります。

## (2) 自然環境の活用

自然と調和した魅力ある公園等を整備することにより、住民が憩える空間を提供するとともに集客による関係人口の創出を図ります。

## 第9節 情報通信

### 〈現状と課題〉

近年の情報通信技術の急速な発展により、情報通信環境は日常生活に欠かせない生活基盤の一つとなっています。

本村では、なんもくふれあいテレビの開設とともに、CATV-LANシステムを導入し、高度情報化社会にいち早く対応しながら住民サービスの向上を図ってきました。

今後は、情報セキュリティの強化を図るための職員の育成とともにマイナンバーカードを使ったマイナポータルからの申請を受け付けるシステムの整備を進め、更なる情報・通信設備の充実を図っていくことが必要です。

また、スマートフォンなど情報通信機器の急速な普及やインターネット利用者の増加により、情報通信技術は広く社会に浸透しています。産業振興における情報・通信技術の活用についてはホームページの活用にとどまらず、SNSを活用した観光振興、農産物等のPRを推進していく必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 情報通信設備の充実

マイナンバーカードの利用をはじめ、インターネットを活用した電子申請の拡充による住民の利便性の向上を図ります。

## (2) 情報通信技術の活用

ホームページやSNSを有効に活用した特産品や観光に関する情報など、タイムリーな村の話題や魅力についての情報発信に努めます。

## (3) 情報セキュリティ対策の強化

情報資産の紛失を防止するため、情報管理規定の策定や職員に対するセキュリティ研修等を進めるなど、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

## 第3章

# 人と仕事がつながる 産業振興の村づくり

### 第1節 農業

#### 〈現状と課題〉

本村は、急こう配の山々に取り囲まれており、まとまった農地の確保が難しいことに加え、日照条件的にも不利な地形です。

また、農業就業者の高齢化が進行し、農業の担い手不足が深刻化しており、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない遊休化した農地が多くみられるなど、本村の農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

今後の農業経営にあたっては、新規就農者の育成支援や農業法人等の参入の促進に努めるなど、多様な担い手を確保する必要があります。

また、本村の環境特性に適した農産物の生産に向けた調査・研究を進めるとともに、6次産業化に向け取り組みを図るなど、多様な経営のあり方が求められています。

#### 〈計画及び主要施策〉

##### (1) 農業基盤の強化

- ① 農地や農道、農業施設等の生産基盤の整備促進を図ります。  
また、農業委員会をはじめとする関係機関との連携により、耕作放棄地等を活用した農地バンクを設立し、農業就業者の経営規模の拡大を図りながら、兼業農家や就農を希望する人が農業を始めやすい環境整備を進めるとともに有害鳥獣対策の推進により農作物被害の減少を図ります。
- ② 農業経営の安定と持続発展可能な農業経営を目指し、その経営基盤である生産体制の強化や販売ルートの確保、新たな



市場の開拓、生産性の効率化・低コスト化、高付加価値化等を推進します。

## （２）新規就農者の育成

農業法人等との連携体制の構築により、独立就農を希望する雇用就農者を獲得し、農作業に従事しながら新規就農者への指導や研修を実施できる体制を整備するなど、地域に根付いた担い手の確保を図ります。

## （３）農業と観光の連携

観光農園、農業体験事業の実施体制及び設備を整備し、交流人口の増大による耕作放棄地の利用促進を図ります。

## （４）制度利用の推進

各種制度の周知徹底と有効利用を図り、就農意欲の向上による農業振興を推進します。

---

## 第２節 林業

### 〈現状と課題〉

木材需要の伸び悩みや価格の低迷、また、森林所有者の世代交代による森林整備意欲の低下など、林業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

今後の林業経営にあたっては、森林組合等の関係機関、団体と連携した林業後継者の育成と森林施業の集約化による森林整備を進めるとともに、搬出作業に欠かせない林道及び作業道の整備を進める必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### （１）林業基盤の強化

森林整備の重要性を踏まえ、関係機関との連携のもと、林道・作業道の整備及び維持管理を計画的に進めます。

## （２）森林整備体制の充実

- ① 地域林業の担い手として、森林組合の強化に努めるとともに自伐型林業の普及拡大に努め、林業労働者・後継者の育成・確保に努めます。
- ② 合理的かつ低コストの森林整備が行えるよう、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託、機械化を促進します。
- ③ 森林所有者には良好な森林環境を保つ責務があることを周知徹底し、森林管理が難しい所有者には森林組合をはじめとする林業経営体に森林の適正な管理をしてもらうよう積極的に働きかけます。

## （３）制度利用の推進

各種制度の周知徹底と有効利用を推進し、林業事業の活性化を図ります。

---

## 第３節 商工業

### 〈現状と課題〉

村内の小売業や飲食業の大半は家族経営の小規模店であり、人口減少や経営者の高齢化などの理由から経営継続が難しい状況です。

また、自動車移動による生活圏の拡大で、近隣市町への消費流出が多くなっていることに加え、インターネット販売や通信販売等も競合する時代になり、村内での商業経営はより一層厳しい状況にあります。

今後は、宅配機能の強化や公的支援による商業経営など、多様な商業経営の在り方を検討する必要があります。

工業においては、石灰工業、蒟蒻製粉業、製材業、石材業、ポリエチレン加工業など多種にわたりますが、経営者の高齢化や後継者不足等の理由から事業所数、従業者数共に減少傾向にあり、工業振興は難しい状況にあります。

今後は既存企業の経営継続に向けた後継者の確保・育成支援に努めるとともに、山間地という開発適地の少ない地形ではありますが、安定した雇用を確保するため、事業用地の

確保や企業誘致への取り組み、起業希望者への支援等を推進する必要があります。

## 〈計画及び主要施策〉

### (1) 商工業経営の活性化の促進

商工会及び関係団体と連携し、商工業者に係る有益な情報提供や相談体制の充実・支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、地域に密着したサービスの展開、農林業や観光と連携した特産品の開発・販売、事業の拡大等を促進するとともに各種融資制度の周知と活用促進に努め、経営の安定化を促します。

また、住民生活に欠かすことのできない既存産業の維持・強化に加え新規参入に係る支援の充実を図ります。

### (2) 異業種間の連携推進

各事業者が産業の垣根を超え、互いの経営資源等を活用しながら、新たな商品、サービス等の開発を行う「農商工連携」の促進を図ります。

### (3) 企業誘致・起業支援

村内に点在する空き家を活用し、サテライトオフィスやテレワークなど、都会からの企業の誘致を図り雇用の促進を図ります。

また、起業希望者の支援充実により地域の活性化を図るとともに地域行事等への積極的な参加を促し、地域に根付いた企業誘致・起業支援を目指します。

### (4) 商工会との連携

既存事業の後継者である商工会青年部員の組織活動を積極的に支援し、村を支える人づくりに努めます。

## 第4節 観光・交流

### 〈現状と課題〉

本村は、昭和47年に自然休養村に指定されており、美しい溪谷や集落を取り囲む山々の景色で四季折々の風情を楽しむことができます。

また、県内最大級の火祭りである大日向地区の「火とぼし」や春の妖精ともよばれるカタクリの花を楽しむことができる六車地区の「カタクリこみち祭り」は県内外の観光客で賑わいを見せます。

しかし、現在の観光メニューには季節性があるため、村内への滞在が短くなる傾向があり、ほとんどが日帰り客となっています。そのため年間を通しての観光客数は伸び悩みの状況にあります。

また、公衆トイレをはじめ、観光施設の老朽化が進んでいることから修繕・改修が必要となっています。

今後は、広域的連携のもと、豊かな自然環境や古民家などの観光資源を有効に活用し、より多くの人々が繰り返し訪れ、滞在することができる観光地づくりに向けた取り組みを推進する必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 地域資源の掘り起こし

地域住民や事業者等との協働により、地域資源である自然環境、古民家、農産物、人、歴史、文化等の中から観光資源として活用できるものを発掘し、それらの観光資源の有効活用とシティセールスとの連動を推進します。

#### (2) 観光メニューづくり・交流の促進

自然を活かした観光メニューづくりをはじめ、古民家や自然環境を活用したグリーンツーリズムの実現により、観光客及び関係・交流人口の拡大を図ります。

また、地域住民との協働による農産物や郷土料理を核とした商品づくり等を促進することにより地域の活性化を図ります。

### **(3) 宣伝活動の充実**

観光情報誌や各種イベントを活用した魅力ある情報の発信に加え、ホームページ等を活用したきめ細かい情報の提供に努めます。

また、地域住民をはじめ村を訪れた人々が、本村の情報をSNS等に発信したくなる魅力ある観光資源の発掘をしていきます。

### **(4) 施設整備の充実**

観光施設を利用する人々の安全を確保するため、老朽化の進んでいる施設の計画的な改修と利用しやすい施設整備を推進します。

## 第4章

# 心豊かな人を育む村づくり

### 第1節 学校教育

#### 〈現状と課題〉

本村の義務教育施設は、小学校、中学校共に1校であり、令和2年度(2020年度)の児童数21人、生徒数5人で、過疎化と少子化の進行により児童・生徒数は減少の一途をたどり、複式学級を余儀なくされています。これを解消するために、これまで村費講師を配置し単一学年でよりきめ細かな指導を行い学力定着や向上を図ってきました。

また、学校施設及び関連施設の整備、情報通信技術を活用した情報活用能力の育成、外国語指導助手による語学教育などを積極的に進めてきました。

今後も、国際化・情報化社会に対応するための学習機会の充実と、児童・生徒の個々の能力を伸ばすための教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの郷土を愛する心、思いやりや感動する心を育て、豊かな人間性と健康でたくましく生きる力を身に付ける教育を推進していく必要があります。

#### 〈計画及び主要施策〉

##### (1) 教育内容の充実

児童・生徒が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得できるよう、個々に対応したきめ細やかな学習形態・指導や小中学校連携による指導を充実することにより、学習意欲と確かな学力の向上を図ります。

また、外国語教育や情報教育など、国際化と情報化に対応した特色ある教育活動の推進をはじめ、ふるさと教育、環境教育、人権教育、キャリア教育の充実を図りながら、豊かな

心や健康・体力を身につけ知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成を目指した教育を推進します。

## (2) 教育環境の整備と充実

国で推奨する小中一貫教育に対応した教育環境づくりに積極的に取り組み、計画的に教育諸条件の整備・充実を図るとともに、小中学校の密接な連携のもと、義務教育9年間で育てたい子どもの姿を設定し共有を図りながら系統的な教育を推進します。

また、学校内における危機管理意識の徹底と定期的防災・防犯訓練、施設点検の実施など総合的な安全対策を推進します。

## (3) 学校と地域の連携・協働の推進

コミュニティ・スクールを活用し、学校と地域が連携・協働して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、ともに学び活躍できる地域づくりの推進に努めます。

---

## 第2節 社会教育

### 〈現状と課題〉

生涯学習は、住民の生きがいづくりだけではなく、家庭、地域における社会的・人間的関係を豊かにします。これまで本村では、各種講座等を中心に学習機会の提供に努めてきましたが、少子高齢化の進行に伴う参加者の減少や固定化など、講座等の開催そのものが難しい状況にあります。今後は、住民ニーズの的確な把握に努め、それぞれのライフステージに応じた学習機会の提供を図るとともに各世代が参加しやすい開催方法の検討を進める必要があります。

また、社会構造の変化を背景に地域の連携意識の希薄化が危惧されているなど、青少年を取り巻く環境も大きく変化しています。社会の変化に柔軟に対応できる青少年を育成するために家庭、地域、学校、関係機関が連携しながら青少年の健全育成に向けた取り組みを推進する必要があります。

## 〈計画及び主要施策〉

### (1) 生涯学習推進体制の充実

生涯学習の意義や必要性を啓発し、より多くの人々が学習活動に参加できるよう施策の展開に努めるとともに住民の自主的な社会教育活動を支援します。

また、住民が生涯を通じ、学習に親しみながら自己啓発を図り、その成果が地域や村づくりに活かせる推進体制の整備を図ります。

### (2) 学習情報の提供と指導者の確保

広報媒体を利用した学習情報の提供と啓発に努めます。

また、生涯学習に関する指導者の育成を図ります。

### (3) 青少年の健全育成

次代を担う青少年の育成は社会全体の責務であるという意識啓発を行い、学校・家庭・地域が連携し青少年の健全育成に取り組む環境づくりを推進します。

また、青少年が地域で様々な活動に積極的に参加できるよう支援し、社会性や豊かな人間性を育む取り組みを推進します。

---

## 第3節 社会体育

### 〈現状と課題〉

スポーツは一人ひとりの生活習慣や年齢、性別、体力、興味などに応じて、いつでも、どこでも、誰とでも気軽に親しみ、楽しむことができ、生涯を通じて心身ともに健康の保持に資するものであり、住民の交流の場としても重要な役割を果たしています。

しかし、少子高齢化の進行に伴う参加者の減少や固定化など、各種大会の開催そのものが難しい状況にあります。

今後は、住民が気軽に楽しめるスポーツの場の提供や医療との連携をベースとした施策を行い、住民が安全・快適に



体育施設を利用できるように、計画的な維持管理と施設整備を進める必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 生涯スポーツの振興

「いつでも、どこでも、誰でも気軽にできる」生涯スポーツの普及拡充に取り組むとともに、各種スポーツ大会やスポーツを通じた世代間交流の場の充実、スポーツ団体及び指導者の育成・支援を図ります。

#### (2) スポーツ施設の整備

スポーツ施設を安全・快適に使用できるように計画的な維持管理と施設整備の充実に努めます。

---

## 第4節 芸術・文化

### 〈現状と課題〉

村の過疎化の進行は文化的活動を衰退させ、地域における伝統文化の維持をも危うくする状況になりつつあります。

村には登録有形民俗文化財や美術工芸品をはじめとする数多くの歴史的文化遺産があります。

また、大日向地区の「火とぼし」のほか、星尾地区の「御柱祭」等は人から人へと受け継がれてきた地域の伝統文化です。

今後はこれらの地域資源を活用し、郷土の歴史・風土・風習等を知るための施策を講じるとともに、文化財保護の意識の高揚を図るため、郷土史を知る機会づくりや地域に根ざした伝統文化等の保護・普及と継承に努め、郷土愛の育成を図る必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 芸術・文化活動の振興

各種文化団体の自主的な活動を支援し、生活に潤いと充実感をもたらす芸術・文化活動の一層の振興に努めます。

また、文化財や伝統芸能活動を活かした学びの場やイベントの開催に取り組むなど、芸術・文化にふれあう機会の拡充に努めます。

## (2) 文化財の保存

貴重な文化遺産を後世に伝えるため、文化財の調査と適正な管理、保護に努めるとともに伝統行事等の保守・保存活動への支援や民俗資料等の収集に努めます。

## (3) 伝統文化の継承

伝統文化や行事を継承するため、活動団体への支援や担い手育成の支援を図ります。

## (4) 民俗資料館の充実

民俗資料館の維持管理の充実とともに、収蔵資料の適切な管理・保存に努め次世代に継承します。

また、運営方法についても効率的に運営できるような体制づくりに努めます。

### 第1節 自然環境の保全

#### 〈現状と課題〉

本村の美しく豊かな自然は、住民にやすらぎとうるおいを与えるほか、農林業生産の基盤となるかけがえのない財産であり貴重な観光資源です。

この美しく豊かな自然環境の保全とともに、村内外の人が自然を楽しみ、自然の中で学べる機会・場所の充実・整備を推進する必要があります。

また、森林は木材生産機能だけではなく、国土保全、水源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能も有していることから、長期的視野に立った適正な保全整備を行う必要があります。

#### 〈計画及び主要施策〉

##### (1) 森林の保全と総合的利用

森林の持つ水源かん養機能や災害防止機能、環境保全機能等の持続的な発揮に向け、森林の保全や治山対策の促進のほか、観光・交流の場や癒しの場としての活用に努めるとともに、間伐材等を利用した取り組みを進めるなど、森林資源の総合的利用に努めます。

##### (2) 生態系の保全

本村に古来より生息・自生している希少な動植物の生態系を守るため、特定外来種等に関する情報の周知を図り、住民・事業者・行政が一体となり生態系の保全に努めます。

## 第 2 節 循環型社会の形成

### 〈現状と課題〉

これまでの私たちは、大量生産、大量消費の社会経済の仕組みを前提に、便利で豊かな生活を営んできました。その一方で、ごみ排出量の増大や石油をはじめとする化石燃料等の急激な浪費により、地球規模での環境問題を引き起こしています。このような状況を見直すため、廃棄物の発生抑制とその循環利用を図る持続可能な循環型社会への移行が強く求められています。

本村では、平成 12 年からごみの分別収集が開始され、ごみの減量化とリサイクル率の向上を図っています。

また、年に 1 度、P T A による資源ごみの回収事業を実施し、児童・生徒、地域住民の環境問題意識の高揚を図っています。

環境問題は、住民一人ひとりが自分の問題としてとらえ行動していくことが重要です。今後も 3 R を基本に、ごみの減量化・資源化を促進していくとともに環境にやさしい新エネルギーの有効活用に取り組む必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 3 R の推進

家庭から出るごみを減らす、リサイクルのために分別する、リサイクルされたものを購入する、マイバッグを持参する等、ごみの減量化・リサイクルに向け、住民の意識向上を図るとともに公共施設全体にわたる省エネルギー及び省資源化に取り組めます。

また、循環型社会の構築をめざす意識を育むため、学校や生涯学習での環境教育の推進を図るとともに、村内外の様々な情報収集を行い、その共有化を図るために積極的な情報提供に努めます。

## (2) 環境教育の推進

家庭・職場・地域など、さまざまな場所で環境保全についての理解を深めるための教育活動や学習機会を充実させ、環境行動につなげるための情報提供を行います。

また、広く環境問題について学び、積極的に環境行動に取り組むことのできる人を増やし、人と人とのネットワークの構築に努めます。

## (3) 公共施設への新エネルギー導入の推進

公共施設の整備にあたっては、省エネルギー型の設備や太陽光発電、コージェネレーションシステム（熱電併給システム）などの導入を検討します。

## (4) 民間施設への新エネルギー導入の推進

事業者や住民の間で太陽光発電などの新エネルギーの活用が図られるよう、普及・啓発活動の充実を図るとともに各種支援制度の検討を行います。

---

## 第3節 環境美化の推進

### 〈現状と課題〉

良好な景観は、村の魅力を高め、地域への愛着や親しみを与えるばかりではなく、地域の個性を高めるうえでも重要な役割を果たします。

本村では、平成6年3月に南牧村廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定し、清潔な生活環境の整備に努め一人ひとりのモラルやマナーの向上を図ってきました。

今後も住民はもとより、訪れる人に対してもモラルの喚起を促し、地域が一体となって環境美化活動を徹底していくことが大切です。

### 〈計画及び主要施策〉

清掃活動を通して住民の環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、野外焼却や廃棄物の不法投棄、ポイ捨て等を

防止するための巡視や指導の強化に加え、景観を損ねる荒廃した土地の利活用の推進や危険空き家対策の強化により景観保全と環境美化に努めます。

## 第4節 住環境整備

### 〈現状と課題〉

快適・安全・安心な住宅・住環境の確保は、人々が豊かな生活を営むための基本であり、定住を促進する最も重要な条件です。

本村では村営住宅をはじめ、担い手促進住宅や定住促進住宅を建設し、快適で安心な住環境整備と定住の促進を図ってきました。今後も若者の定住化対策として、村営住宅等の整備について更に検討を進める必要があります。

また、本村の一般住宅の大半は木造住宅であり、現在の耐震基準を満たしていない住宅も多く、大規模地震が発生した場合には甚大な被害が発生する可能性が高いため、耐震診断や耐震改修に関する支援を充実する必要があります。

今後は、これらの住宅施策と連動しながら空き家を活用した移住・定住促進施策を積極的に推進し、自然と調和した快適・安全・安心な住環境整備を進める必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 住宅の耐震化の促進

住民の財産である住宅を地震から守るため、国や県と連携しながら、耐震診断及びそれに基づく耐震改修に対する支援を検討します。

#### (2) 村営住宅の建設

多様な生活ニーズや世代ニーズに合わせた自然と調和した魅力ある村営住宅の建設を推進します。

### ( 3 ) 空き家対策の推進

地域住民をはじめ、移住・定住希望者に情報提供している空き家バンクの充実を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

### 第1節 住民・関係者総参加による協働の村づくり

#### 〈現状と課題〉

複雑化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、住みよい村づくりを進めていくためには、住民と行政、南牧村に関係する人々が知恵と力を合わせ、総参加による協働の村づくりを進めていかななくてはなりません。そのためには、住民・行政・南牧村に関係する人々が情報・意識を共有し、多様な分野において新たな関係を構築していく必要があります。

村では、広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどを通じて行政情報や地域情報を発信するとともに地区担当職員制度や集落支援員制度の導入により、住民の意見・要望の反映に努めています。しかし、過疎化・高齢化の影響もあり、各種協議会等の構成員が固定化してしまう傾向が見られ、幅広い層の住民が主体的に村づくりに参画・協働するための環境が整っているとはいえません。

今後は、住民と行政が意識改革を行いながら、情報・意識の共有化や多様な分野における参画・協働の仕組みづくりを積極的に進め、すべての人が主人公となる協働の村づくりを推進していく必要があります。

#### 〈計画及び主要施策〉

##### (1) 協働の村づくり推進体制の充実

地域が抱える身近な問題解決に向け、対話を大切にしながら地域密着型の行政運営を推進するとともに住民や行政では気づくことのできない抽象的な地域課題を具体化するため、南牧村出身者や南牧村に関係する人々、また、有識者の意見



を広く取り入れ、これらの人々と住民・行政の知恵と力を集結し、みんなで進める協働の村づくりを展開します。

また、先進自治体への視察研修の実施や講習会の開催、情報提供の充実により、村づくりに関する住民と村職員の意識・情報の共有化を図り、住民が村づくりに参加しやすい環境を整えます。

## (2) 協働の村づくりに関する人材・組織の育成

協働の村づくりの担い手として、中心となる人材やボランティア団体、NPO等の育成に努めます。

## 第2節 効率的で信頼される行政組織

### 〈現状と課題〉

地方分権改革の進展により、住民に身近な地方自治体の果たすべき役割が大きくなっています。しかし、多種多様化する住民ニーズへの対応が求められる一方、その裏づけとなる財政状況は厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、経費の削減や事務事業の見直し・合理化など、行政運営の効率化を図るため行政改革大綱に基づき、行財政改革を積極的に推進してきました。

今後は、これまでの取組の成果と課題を十分に踏まえながら、事務事業の見直しをはじめとする行財政改革を継続的に推進していくとともに住民との継続的な対話を重ね、住民に信頼される行政運営を進める必要があります。

また、住民サービスと利便性の向上に向け、広域的連携の強化に努める必要があります。

### 〈計画及び主要施策〉

#### (1) 信頼される行政の確立

地方分権改革や多様な住民ニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、職員が自主性、創造性、革新性を持ち、高い業務能力を発揮できる人づくり、組織づくりを推進します。

また、効率的で質の高い行政サービスを提供するために、住民目線に立った事業や業務の継続的な見直しを行うとともに情報技術や民間ノウハウの積極的な活用を図り、住民サービスの向上と行政経費の削減に向けた取り組みを推進します。

## （２）行政手続きの簡素化

住民の利便性向上と事務の省力化を図るため、各種行政手続きの簡素化に取り組みます。

## （３）情報公開の推進

住民への説明責任を果たし、開かれた信頼される村政を推進するため、個人情報保護に十分配慮しつつ、情報の公開を推進します。

## （４）広域行政の推進

広域的な視点での地域づくりに適切に対応できるよう、近隣市町村や関係団体との連携を強化するとともに市町村相互間の役割分担を明確化し、広域事業の円滑な推進を図る等の広域行政を推進します。

---

## 第３節 健全な財政運営の確立

### 〈現状と課題〉

景気・経済対策などを要因とする公債残高の累積、急速な高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加などにより、国・地方を通じて極めて厳しい財政状況が続いています。

本村はこれまで、最小の経費で最大の効果を上げるため、行財政改革を積極的に推進してきました。

しかし、少子化による生産年齢人口の減少に伴い税収が減少する一方、高齢化の進行により社会保障関係経費が右肩上がりとなるほか、インフラ資産を含めた公共施設の老朽化に対応するための継続的な経費が見込まれています。

経常経費が年々上昇し、財政の硬直化が進行していくことが懸念されますが、更なる行財政改革に取り組み、財政の健全化に努めつつ、創造性、自立性を高め、積極的な施策の展開が可能となるような財源の充実・確保を図っていく必要があります。

## 〈計画及び主要施策〉

### （１）健全な財政基盤の確保

限られた財源を有効に活用するため、経費全般についての徹底した見直しを行い、その節減・合理化を図ります。

また、課税対象の的確な把握や収納率の向上に努め、自主財源の確保を図るとともに、国・県の各種制度の有効利用を図ります。

### （２）効率的、効果的な財政運営

バランスシートなどによる財政状況の分析・公表を行いながら、費用対効果や重要度、緊急度などを総合的に勘案して財源配分の重点化を図り、効果的、効率的な財政運営を推進します。

### （３）公共施設等の総合的な管理の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、本村の公共施設のあり方について更に調査・検討を行い、統廃合や長寿命化等を計画的に進めていきます。



## 付録 参考資料

- 昭和30年 3月 南牧村誕生（尾沢村、月形村、磐戸村合併）  
 村議会議員の定数 47人（合併特例）  
 5月 初代村長 小金沢喜与治氏就任  
 8月 南牧村健康保険発足  
 11月 村議会議員の定数26人  
 国勢調査（世帯数 1,911戸 人口 10,573人）
- 31年 4月 下郷地区下仁田町に編入  
 8月 新農村建設地域に指定
- 32年 3月 磐戸中学校屋内運動場落成  
 6月 山村振興地域に指定  
 10月 南牧小唄発表
- 33年 5月 村長 工藤袈裟治氏就任  
 12月 役場庁舎増改築
- 34年 6月 農業共済事業 村へ移譲  
 7月 南牧村畜産組合設立  
 9月 南牧村体育協会設立  
 11月 第1回南牧村民運動会
- 35年 2月 尾沢小学校新校舎落成  
 5月 有線放送開始  
 10月 国勢調査（世帯数 1,862戸 人口 9,602人）  
 11月 南牧村商工会発足  
 12月 市川文庫の歌発表
- 36年 6月 村道馬坂線開通  
 10月 南牧村観光協会設立
- 37年 4月 村立第1保育園開園  
 5月 南牧村森林組合発足  
 村長 工藤袈裟治氏再選
- 38年 9月 消防団組織改革（支団制廃止）  
 10月 救急業務下仁田町と協定  
 村議会議員の定数 22人（法定人口減）

- 39年 2月 月形小学校新校舎落成  
7月 村の農休日制定  
役場庁舎増改築
- 40年 1月 第1回南牧村1周駅伝大会  
2月 南牧村消防団全国表彰  
磐戸中学校新校舎落成  
3月 南牧村農業協同組合発足  
10月 国勢調査（世帯数 1,810戸 人口 8,715人）  
11月 合併10周年記念式典挙行
- 41年 4月 村立第2保育園開園  
5月 村長 工藤袈裟治氏3選  
9月 南牧村老人クラブ結成
- 42年 4月 学校給食センター落成
- 43年 3月 南牧村章制定  
12月 尾沢中学校僻地集会室落成
- 44年 4月 南牧村財政調整基金条例制定  
6月 郷土読本「なんもく」発行
- 45年 5月 村長 市川重雄氏就任  
9月 第1回南牧村敬老会  
国勢調査（世帯数 1,714戸 人口 7,671人）  
市川文太郎氏胸像建立  
12月 名誉村民第1号に市川文太郎氏推挙
- 46年 4月 過疎地域対策緊急措置法による地域指定  
10月 村議会議員の定数 20人  
交通指導員設置
- 47年 2月 南牧村立中央公民館落成  
3月 第一次南牧村総合計画策定  
8月 尾沢小中学校プール落成  
自然休養村に指定  
10月 農業振興地域指定
- 48年 11月 村営猟区オープン
- 49年 5月 村長 市川重雄氏再選  
7月 月形小中学校プール落成  
8月 消防ポンプ操法群馬県大会優勝  
11月 同上県代表として全国大会出場

- 50年 5月 広域消防南牧分署発足  
7月 磐戸小中学校プール落成  
10月 国勢調査（世帯数 1,656戸 人口 6,858人）
- 51年 9月 消防ポンプ操法大会群馬県大会優勝
- 52年 4月 自然休養村管理センター落成
- 53年 2月 月形中学校新校舎落成  
5月 村長 市川重雄3選
- 54年 5月 磐戸小学校新校舎落成
- 55年 4月 過疎地域振興特別措置法による地域指定  
6月 上高原運動広場竣工  
7月 磐戸中学校新校舎落成  
10月 国勢調査（世帯数 1,569戸 人口 5,893人）
- 56年 3月 南牧村誌発行  
7月 尾沢小学校新校舎落成  
11月 林道大上線開通
- 57年 3月 大塩沢・檜沢・六車分校閉校  
4月 南牧村自然公園開園  
総合運動場・農業者トレーニングセンター落成  
5月 村長 浅川恒雄氏就任
- 58年 10月 村議会議員の定数 18人  
11月 南牧産業文化祭
- 59年 2月 御荷鉾スーパー林道開通  
3月 同上 村道認定（羽沢檜沢線）  
5月 代行村道大仁田線開通
- 60年 8月 南牧村合併30周年記念式典  
南牧村民憲章制定 村の木・花・鳥制定  
10月 国勢調査（世帯数 1,501戸 人口 5,089人）
- 61年 4月 農業共済事業 広域化  
5月 村長 浅川恒雄氏再選
- 62年 10月 村議会議員の定数 14人
- 63年 3月 尾沢中学校、月形中学校閉校  
第1保育園、第2保育園閉園  
4月 南牧中学校開校  
南牧保育園開園  
防災行政無線開局



平成	元年	3月	中学校L L教室設置
		9月	役場新庁舎落成 基幹集落センター落成
		12月	名誉村民第2号に今井清氏推挙
2年		4月	過疎地域活性化特別措置法による地域指定
		5月	村長 工藤増猪一氏就任
		9月	第二次南牧村総合計画認定 南牧村過疎地域活性化計画認定
		10月	国勢調査（世帯数 1,430戸 人口 4,387人）
3年		3月	社会福祉法人南牧村社会福祉協議会設立
		6月	大日向山村広場完成
4年		4月	山の美術館完成
5年		9月	特定農山村法地域指定
6年		3月	尾沢小学校、月形小学校閉校
		4月	南牧小学校開校
		5月	村長 工藤増猪一氏再選
		7月	自然公園交流センター、コテージ完成
7年		3月	農村総合整備モデル事業完了
		6月	指定金融機関に群馬県信用組合を指定
		7月	特別養護老人ホームさわやかホーム、なんもくデイサービスセンター、なんもく在宅介護支援センター開所
		10月	国勢調査（世帯数 1,364戸 人口 3,829人）
8年		3月	大日向駐在所閉鎖 上信バス路線廃止
		4月	磐戸駐在所開設 南牧代替バス運行開始 南牧村生涯学習センター開館
		11月	なんもくふれあいテレビ施設完成
9年		3月	大仁田ダム着工
		4月	なんもくふれあいテレビ自主放送開始
10年		5月	村長 工藤増猪一氏3選
11年		3月	全学校にインターネット接続
		8月	集中豪雨による被災
		10月	C A T V - L A N運用開始 南牧インターネット事業開始

- 12年 3月 第三次南牧村総合計画認定  
4月 過疎地域自立促進特別措置法地域指定  
9月 南牧村過疎地域自立促進計画認定  
10月 国勢調査（世帯数 1,317戸 人口 3,340人）
- 13年 3月 南牧村農業体験農園施設（千原公園）完成
- 14年 3月 大仁田ダム完成  
南牧小学校閉校  
南牧保育園閉園  
5月 村長 市川宣夫氏就任
- 15年 4月 乗合タクシー試験運行開始  
6月 第1回下仁田町・南牧村任意合併協議会開催  
南牧村活性化センター完成  
10月 村議会議員の定数 12人  
11月 乗合タクシー正規運行開始
- 16年 3月 湯の沢トンネル開通  
4月 南牧村農林水産直売食材供給施設（オアシスなんもく）オープン  
6月 下仁田町・南牧村合併協議会設置  
9月 下仁田町・南牧村合併協議会休止
- 17年 3月 第四次南牧村行政改革大綱・推進基本計画を策定  
磐戸中学校閉校  
4月 磐戸小学校を南牧小学校に改名  
10月 国勢調査（世帯数 1,226戸 人口 2,929人）
- 18年 5月 村長 市川宣夫氏再選  
9月 山の美術館閉館
- 19年 9月 台風9号による被災  
10月 村議会議員の定数 10人
- 20年 3月 大島医院閉院  
4月 大沢クリニックなんもく分院開院  
12月 災害復旧事業竣工式
- 21年 1月 名誉村民第3号に市川瞭氏推挙
- 22年 3月 第四次南牧村総合計画認定  
第五次南牧村行政改革大綱・推進基本計画を策定  
5月 村長 市川宣夫氏3選  
10月 国勢調査（世帯数 1,088戸 人口 2,423人）

- 23年 3月 道の駅登録認定 オアシスなんもく  
8月 空き家バンク開設
- 24年 4月 南牧村物産販売促進施設(オアシスなんもく)オープン  
南牧村オリジナルマスコット「なんしいちゃん」誕生  
南牧村生涯学習センターの名称を「南牧村民俗資料館」  
に変更
- 25年 4月 なんしいちゃん 「なんもくこども大使」に就任
- 26年 2月 豪雪による被災  
5月 村長 長谷川最定氏就任
- 27年 3月 第六次南牧村行政改革大綱・推進基本計画を策定  
10月 国勢調査(世帯数 953戸 人口 1,979人)
- 28年 3月 南牧村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定  
5月 軽費老人ホーム ケアハウス「いこい」開所
- 29年 3月 南牧村立学校給食センター廃止  
7月 山村都市交流施設開設  
第七次南牧村行政改革大綱・推進基本計画を策定
- 30年 4月 小規模特別養護老人ホーム「かのか」開所  
多世代交流カフェ「ひだまり」開設  
5月 村長 長谷川最定氏再選  
11月 南牧村・南牧川源流部森林整備推進協定締結
- 31年 3月 なんもくふれあいテレビ全線光ケーブル化
- 令和 元年 10月 村議会議員の定数 8人  
台風19号による被災  
2年 4月 南牧村新型コロナウイルス感染症対策本部設置  
9月 南牧村古民家に関する連携・協力協定締結  
10月 国勢調査  
3年 3月 第五次南牧村総合計画認定  
第2期南牧村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定